総務常任委員会記録

令和4年 第2回定例会			
1 日 時	令和4年6月14日(火) 午前10時00分 開会 午後 3時34分 閉会		
2 場 所	議場		
3 出席委員	展藤石鈴市佐増鰕 原田川木田藤渕原 の田川木田藤渕原 の田川木田藤渕原 の田川木田藤渕原 の田川木田藤渕原 ののでは、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、		
4 欠席委員	なし		
5 委員外出席者	大島久幸議長小島実副議長		
6 説 明 員	別紙のとおり		
7 事務局職員	小 杉 局長柳 田 書記		
8 会議の概要	別紙のとおり		
9 傍 聴 者	1人		

総務常任委員会 説明員

副市長		福田・義一	1名
総合政策部	総合政策部長	南雲 義晴	9名
	危機管理監	渡辺 孝和	
	総合政策課長	益子 則男	
	財政課長	秋澤 一彦	
	秘書課長	鈴木 武司	
	鹿沼営業戦略課長	斎藤 史生	
	まちづくり戦略課長	柏崎 英一郎	
	情報政策課長	鈴木 智久	
	総合政策課総務係長	竹澤 佳満	
行政経営部	行政経営部長	篠原 宏之	8名
	行政経営課長	佐藤 靖	
	人事課長	小泉 宏	
	税務課長	諏訪 敏郎	
	納税課長	渡辺 富夫	
	契約検査課長	関□ 正視	
	行政経営課長補佐	松島 貴行	
	庁舎整備推進室長	網 浩史	
市民部	市民部長	福田浩士	5名
	生活課長	佐藤 美樹子	
	地域活動支援課長	柿沼 紀子	
	市民課長	青木 康子	
	人権推進課長	日向野久仁子	
会計課	会計管理者	矢口 正彦	1名
議会事務局	議事課長	小太刀奈津美	1名
選挙管理委員会事務局	選挙管理委員会事務局長	湯澤 紀之	1名
監查委員事務局	監查委員事務局長	駒場 秀明	1名
消防本部	消防長	星野富夫	6名
	消防総務課長	若林 雄二	
	予防課長	石原 幸二	
	地域消防課長	大島 賢一	
	警防救急課長	稗田 隆	
	通信指令課長	渡邉 靖	
合 計			33名

総務常任委員会審査事項

専決処分事項の承認について(令和3年度鹿沼市一般会計補正予算(第12 議案第40号 号)) 専決処分事項の承認について(鹿沼市税条例の一部改正) 議案第43号 専決処分事項の承認について(鹿沼市都市計画税条例の一部改正) 議案第44号 令和4年度鹿沼市一般会計補正予算(第2号)について 議案第45号 4 工事請負契約の変更について 5 議案第47号 物品購入契約の締結について 議案第49号 6 鹿沼市税条例等の一部改正について 議案第50号 鹿沼市都市計画税条例の一部改正について 議案第51号 8 議案第52号 鹿沼市職員の育児休業等に関する条例の一部改正について 9

令和4年度鹿沼市一般会計補正予算(第3号)について

10 議案第58号

令和4年度第2回定例会 総務常任委員会概要

○梶原委員長 開会に先立ちまして、お願いをいたします。

委員の質疑並びに執行部の説明、答弁に際しましては、会議を録音しておりますので、 ご面倒でもお近くのマイクにより、明瞭にお願いいたします。

また、付託された議案については、慎重な審議の上、スムーズな進行をお願いします。 なお、傍聴人におかれましては、録音・録画は禁じておりますので、ご理解願います。 また、会議の進行において、賛否を表す発言、拍手等の言動を禁じます。

それでは、ただいまから総務常任委員会を開会いたします。

今議会におきまして、本委員会に付託されました案件は議案 10 件であります。 それでは早速、審査を行います。

はじめに、議案第40号 専決処分事項の承認について(令和3年度鹿沼市一般会計補 正予算(第12号))についてのうち、総務常任委員会関係予算を議題といたします。 執行部の説明をお願いします。秋澤財政課長。

○秋澤財政課長 おはようございます。財政課長、秋澤です。よろしくお願いします。

それでは議案第40号 専決処分事項の承認について(令和3年度鹿沼市一般会計補正 予算(第12号))のうち、総合政策部所管の関係予算の主な内容について、ご説明をい たします。

お手元の令和3年度補正予算に関する説明書の一般会計の3ページをお開きください。 それではまず、歳入についてご説明をいたします。

上から2段目の2款地方譲与税から5ページの中段になりますけれども、11款地方交付税までは、それぞれ交付額の確定による補正であります。

その主な内容でありますけれども、まず 3 ページのほう、お戻りいただきまして、 3 ページ、一番下になりますが、 7 款地方消費税交付金、 1 億 168 万円の増につきましては、交付決定によるもので、前年度決算額と比較しますと、 1 億 8, 227 万 5, 000 円、8. 2% の増となっております。

それでは、5ページをお開きください。

中段の 11 款地方交付税、2 億 1,603 万 3,000 円の増につきましては、特別交付税の交付決定によるものであります。

令和3年度の特別交付税交付額は、全体で6億1,603万3,000円であり、前年度の決算額と比較しますと、6,052万5,000円、10.9%の増となっております。

9ページをお開きください。

下から 2 段目の 18 款寄附金、1項1目、総務費寄附金のうち、10 ページになりますけれども、2節、ふるさとかぬま寄附金、3,970 万8,000 円の増につきましては、受け入れ実績に伴うもので、令和3年度の受け入れ総額は、3億7,970 万8,000 円となりまして、前年度決算額と比較しますと、2億9,182 万4,000 円、332.1%の大幅な増となっております。

13ページをお開きください。

次に、歳出についてご説明をいたします。

上から2段目の2款総務費、1項1目一般管理費の説明欄、新型コロナウイルス対策基金積立金127万円の減、また、一つ飛びまして、11目の地域振興費の説明欄の2つ目の丸になりますけれども、かぬま・あわの振興基金積立金3,080万7,000円の増につきましては、いずれもふるさとかぬま寄附金の使途目的について、令和3年度の寄附者の指定実績に基づき、各基金への積立額を調整するものであります。

その一つ上になりますけれども、8目財産管理費の説明欄の一番上、財政調整基金積立金、4億円の増につきましては、今後の円滑な財政運営のために積み立てるもので、令和3年度末の基金残高見込み額は、36億4,196万2,000円であります。

飛びまして、25ページをお開きください。

25 ページの下から 2 段目、12 款公債費、1 項 2 目利子、3,222 万 6,000 円の減につきましては、市債の償還実績見込みにより、減額をするものであります。

一番下の 14 款予備費、5 億 3, 471 万 1,000 円の増につきましては、歳入歳出の調整額を計上したものであります。

以上で、令和3年度鹿沼市一般会計補正予算(第12号)のうち、総合政策部所管の関係予算の説明を終わります。

- ○梶原委員長 佐藤行政経営課長。
- ○佐藤行政経営課長 おはようございます。行政経営課長の佐藤です。

それでは、議案第40号 専決処分事項の承認について(令和3年度鹿沼市一般会計補正予算(第12号))のうち、行政経営部所管の関係予算の主な内容についてご説明をいたします。

令和3年度補正予算に関する説明書の一般会計の3ページをお開きください。 まず、歳入についてご説明を申し上げます。

1段目にあります、1款市税、1項2目法人、右側の4ページになりますけれども、こちらの説明欄、法人均等割、法人税割、合わせまして、1億7,332万6,000円の増につきましては、新型コロナウイルスの影響によります、企業収益の減少が見込みを下回ったことが主な要因となってございます。

続いて、9ページをお開きください。

上から3段目、17款財産収入、2項1目不動産売り払い収入、2,564万7,000円の減につきましては、29件分の不動産売り払い実績に伴い、減額するものであります。

次に、歳出についてご説明を申し上げます。

13ページをお開きください。

上から2段目、2款総務費、1項8目財産管理費の右側、14ページの説明欄の2つ目の丸、公共施設整備基金積立金、4億円の増につきましては、今後実施が見込まれております、事業実施のために積み立てるもので、令和3年度末の基金残高は25億3,627万5,000円であります。

以上で、令和3年度鹿沼市一般会計補正予算(第12号)のうち、行政経営部所管の関係予算の説明を終わります。

- ○梶原委員長 佐藤生活課長。
- ○佐藤生活課長 おはようございます。生活課長の佐藤です。よろしくお願いいたします。

議案第40号 専決処分事項の承認について(令和3年度鹿沼市一般会計補正予算(第12号))のうち、市民部所管の関係予算について説明いたします。

まず、歳入について説明いたします。

令和3年度補正予算に関する説明書、一般会計の7ページをお開きください。

3段目、15 款国庫支出金、2項1目総務費国庫補助金の説明欄3行目、住民基本台帳費国庫補助金2,043万6,000円の増につきましては、個人番号カード交付事業費補助金及び事務費補助金の確定によるものであります。

次に、11ページをお開きください。

3段目、22 款市債、1項1目総務債の説明欄2行目、コミュニティセンター整備事業債、290万円の減につきましては、辺地債を活用した西大芦コミュニティセンター整備事業費の確定によるものであります。

次に、歳出について説明いたします。

13ページをお開きください。

2段目、2款総務費、1項11目地域振興費の説明欄1つ目の丸、コミュニティセンター整備事業費、131万3,000円の減につきましては、西大芦コミュニティセンター整備の設計と、プール解体の事業費の確定によるものであります。

次の段、3項1目戸籍住民基本台帳費、739万4,000円の増につきましては、個人番号カード関連事務費の委託先であります、地方公共団体情報システム機構に支払う交付金の増額等によるものであります。

次に、繰越明許費の補正に関する調書について説明いたします。

29ページをお開きください。

上段の、今回の追加分でありますが、2款総務費、3項、戸籍住民基本台帳費のうち、住民基本台帳費 440 万円につきましては、社会保障・税番号制度に係るシステム改修費用を翌年度に繰り越すものであります。

以上で、令和3年度鹿沼市一般会計補正予算(第12号)のうち、市民部所管の関係予 算の説明を終わります。

- ○梶原委員長 若林消防総務課長。
- ○若林消防総務課長 おはようございます。消防総務課長の若林です。よろしくお願いい たします。

議案第40号 専決処分事項の承認について(令和3年度鹿沼市一般会計補正予算(第12号))のうち、消防本部が所管するものについてご説明いたします。

歳出についてでありますが、補正予算に関する説明書、21ページをお開きください。 下から1段目、9款消防費、1項1目常備消防費の説明欄、常備消防施設整備事業費の401万3,000円の減につきましては、23ページをお開きください。

上から1段目の説明欄、消防訓練塔建設工事費などの工事請負費及び新設した消火栓の負担金を減額するものでございます。

以上で、令和3年度鹿沼市一般会計補正予算(第12号)のうち、消防本部所管の関係 予算の説明を終わります。

○梶原委員長 執行部の説明は終わりました。

質疑のある方は順次発言を許します。佐藤委員。

- ○佐藤委員 これ、総合的なことで、恐らく、何だ、財政のことを聞きたいのですけれども、今回説明をいろいろ受けまして、予算書を見ていますと、三角が多いのですね。減、減、減、減というのがあって、もう、すみません、10年もやっているのですけれども、なかなかよくわかってなくて、いろいろ確定をした結果、その金額になったから減らしたというのだと思うのですけれども、何か割と、そうはいったって、減が多いもので、最初の予算を組んでおいたのが高かったのかなとか、いろいろ入札で安く済んだのかなとか、もらえる交付金が少なかったのかなとか、ちょっと総合的な理解の一助に、解説を求めるものであります。お願いします。
- ○梶原委員長 執行部の説明をお願いします。秋澤財政課長。
- ○秋澤財政課長 財政課長、秋澤です。

それでは、佐藤委員のただいまのご質疑にお答えしたいと思うのですけれども、まず 当初予算というのは年度当初に組みますけれども、歳入予算というのは、例えば歳入に 計上した金額、これを超えても超えなくても、歳入として受け入れはできます。

それなので、専決補正、今回の専決補正については、3月31日時点、要はその年度の 最終日における補正予算ということになるので、あくまでもその年度の実績に基づいた 補正が、今回の補正でございます。

それで、歳入予算については、先ほど申し上げたとおり、予算、当初の見込みよりも増えた、減ったというのがあるので、今回についても増減額というのが多く計上されていると思うのですけれども、ただ一方で、歳出予算については、あくまでも、その予算に計上された金額の範囲内で執行すると。

それを超えての執行というのはできませんので、どうしてもその歳出予算については、 その範囲内での執行残というのが出てくるわけなのですね。

それで、今回、歳出予算のほうで減が目立つというのは、その執行残を今回、3月31日時点での精算をしているというようなことで、減額が目立つというようなことでございます。

以上で、説明を終わります。

- ○梶原委員長 佐藤委員。
- ○佐藤委員 そうすると、今6月議会ではないですか。そうすると、やっぱり3月までので終わって、いろいろ調整して、額が確定するから、毎年この6月議会というのは、こういうのが出る傾向にあるという認識でよろしいでしょうか。

すごい勉強になった。

- ○梶原委員長 秋澤財政課長。
- ○秋澤財政課長 財政課長、秋澤です。

ただいまのご質疑なのですけれども、毎年度、決算議会というのは、通常9月の議会 に決算を公表させていただきます。

それで、決算の前に、3月31日の時点で、その年度の実績見込みはどうだったかというのを精査させていただいております。

これは、繰越額の調整というのもあるのですけれども、当然、赤字決算というのは許されませんので、3月31日時点で、市の執行状況がどういうものだったかというのを精査させていただいております。

これが、例年やっている3月31日付の専決補正ということで、例年。

それで、3月31日に実施したものは、次回の議会で、議会のほうの承認を得ることになっていますので、毎年度6月議会のほうに上程をさせていただいている状況でございます。

以上で説明を終わります。

- ○梶原委員長 ほかにご質疑はありますか。増渕委員。
- ○増渕委員 今の佐藤委員の関連なのですけれども、秋澤課長の言っていること、よくわかりましたけれども、この歳出のほう、歳出のほうの合計金額というのは出ているの? この3月で締めた時点で、説明はわかっています。

ただ、これで予算をオーバーしないようにということで、どうしても大幅に見積もっているけれども、それがちゃんと3月に締めた時点で、こうなりました。

そうすると、これだけ三角がありました。だけど、これはちゃんと適正な状況だと思うのですね。

そうすると、その合計って、いくらになるのかということが、締めた時点で、当初予算が全部発表されるけれども、締めた時点の予算に対する、これだけきちんと使われた、 適正に各課、各あれでやっていますよというのの合計が出ると、総体的な、大局的な比較ができると思うのだけれども、それは、後ででもいいです。

今、多分、説明は、総務だけの説明だから、後でいいですけれども、その大局的なと ころがわかると、あ、本当によくやっているというか、いい。

締めた時点が一番正確ではないですか。3月のとき。途中の補正というのはいろいろ 出たり入ったりするけれども、最終的に3月なので、それをお願いできればと思います。 後でいいですからね。大丈夫です。

それと、続けてよろしいですか。委員長。

- ○梶原委員長 はい、どうぞ。
- ○増渕委員 はい。14ページの住民基本台帳費の739万4,000円ということで、ちょっと長くて、何か、どこかに、何とか機構に払うというような形なのだけれども、このシステムというか、市のほうでこういうふうな請負業者というふうな説明だったけれども、こういう受け皿があって、では、市は、先ほど事務費として、歳入のほうでも増額になっていて、これが使われているというのは、よく流れは、お金の流れはよくわかるのですけれども、それに対して、こういうふうなところというのは、受け皿的に鹿沼市のほうで、これだけがあるのかということと、その組織はどういう組織なのかなということをちょっとご説明願えればと思います。
- ○梶原委員長 執行部の説明をお願いします。秋澤財政課長。
- ○秋澤財政課長 財政課長、秋澤です。

それでは、ただいまの増渕委員のご質疑なのですけれども、まず前半の部分、この全体的な部分のところで、ご説明したいと思うのですが、お手元の補正予算に関する説明書の2ページ、お開きいただければと思います。

こちらが一般会計の全体の数字となっております。

それで、あくまでも予算ですから、歳入歳出を同額で組んでおりますので、まず左側のページ、歳入のほうが、2億9,919万5,000円の今回増となっております。

当然、歳出のほうも、2億9,919万5,000円の増額ということで、調整はしております。

ただ、このうちですね、2款総務費の、先ほど担当課長の説明にもありましたけれども、財政調整基金のほうに4億円、それと公共施設整備基金のほうに4億円の計8億円を、執行残の部分を調整という形で積んでおります。

それと最終的な予備費、14 款の予備費ですが、5 億 3,471 万 1,000 円、これを予備費のほうに積み増しをしております。

それで、先ほど言ったこの基金の積み立てが8億円分と、この予備費の積み増し部分が、そのプラスの部分ということになりますので、合計しますと13億3,471万1,000円、これがプラスの部分で、そうしますと、マイナスの部分というのが、16億3,390万6,000円、これが、この三角の部分の総計、執行残となった部分の合計額がそういったものとなっております。

以上で、前半の部分の説明を終わります。

すみません。すみません、追加でちょっと、はい、1点。

それで、最終的な最終予算額、これにつきましては、今回補正後の数字ということになりますので、479 億3,653 万6,000 円、これが最終予算額というふうになっております。

以上で説明を終わります。

- ○梶原委員長 青木市民課長。
- ○青木市民課長 市民課長の青木です。よろしくお願いいたします。

ただいまの質問に対して、地方公共団体情報システム機構がどういった組織なのかというご質問に対して、お答えいたします。

正式名称は、地方公共団体情報システム機構と申します。

こちらは、デジタル社会形成整備法が改正になりまして、その後、国と地方公共団体が共同で管理する法人となっております。

こちらに対する支払いですが、主に委任している事業の内容といたしましては、個人 番号通知書の作成及び発行、カードの作成というふうになっております。

こちらにつきましては、マイナンバーカード交付事業費補助金交付要綱に基づきまして、さっきの内容に関する経費を負担金としてお支払いしているものになります。 説明は以上です。

- ○梶原委員長 増渕委員、よろしいでしょうか。どうぞ。
- ○増渕委員 先ほど、法人、地方公共団体何。
- ○青木市民課長 はい。もう一度申し上げます。地方公共団体情報システム機構です。
- ○増渕委員 システム機構。
- ○青木市民課長 はい。通称、J-LISと申します。
- ○増渕委員 この法人なのですけれども、この設立というのは、あくまでも、先ほどの、何か、公共団体とか、いろいろなところが集まってということで、説明を受けましたけれども、その母体というのはどこから、あくまでも民間なのか、それともどこかが、国が中心になって出し合って、お金を出し合って、母体となったのかという、その構造的な趣旨、ここがどういうことかということをちょっとお聞きしたいのですけれども、あ

くまで、全くの民間なのかというか。

- ○梶原委員長 執行部の説明をお願いします。青木市民課長。
- ○青木市民課長 市民課長の青木です。

ただいまの質疑にお答えいたします。

こちらの団体につきましては、地方公共団体が共同で運営する組織でございます。 説明は以上です。

- ○梶原委員長 増渕委員。
- ○増渕委員 それで、それは今日私らも初めて知ったぐらいだから、結局個人情報とか、マイナンバーとかのあって、それを委託してやっているので、それはわかるのですけれども、この前の何だ、間違って振り込んだのではないですけれども、こういうことの管理、結局これはシステム的にわかりますけれども、最終的に責任を負うというか、何かあったときには、鹿沼市が何か言われるわけですよ。この機構が言われるのではなくて、そこに委託していた、そのときのダブルチェック体制というか、そのチェック体制というのは、どういうふうな形で、丸投げというわけではないと思うので、そこら辺のところ、ご説明願って、終わりにしたいと思います。
- ○梶原委員長 執行部の説明をお願いします。青木市民課長。
- ○青木市民課長 市民課長の青木です。

ただいまの質疑にお答えいたします。

マイナンバーのセキュリティについてなのですけれども、体制面のセキュリティ対策といたしましては、本人確認の徹底や個人情報保護委員会による監視などといった、制度面での保護に加えまして、個人情報の分散管理、また、情報連携にマイナンバーを利用しないといった、システム面での対策を行っております。

また、窓口におきましても、マイナンバーの情報を管理する職員の制限、関係書類を 鍵つきの保管庫で管理するなどといった、法に基づいた様々なセキュリティ対策や、安 全管理措置により、個人情報の保護に努めております。

説明は以上です。

- ○梶原委員長 そのほか、ご質疑ありませんか。石川委員。
- ○石川委員 石川です。

10ページの17款、不動産売り払い収入について、29件ということだったのですが、主なものを教えていただきたいのと。

もし、細かかったら後で、全部教えていただきたいなと思います。

- ○梶原委員長 執行部の説明をお願いします。佐藤行政経営課長。
- ○佐藤行政経営課長 行政経営課長の佐藤でございます。

不動産売り払い収入の内訳ということでご説明のほうさせていただきたいと思います。 市有地の売却ですね、こちらが2件で、金額が1,367万6,176円。

それと、そのほかに、法定外公共物、青地とか、赤道とか、こちらの用途廃止に伴う売り払い、こちらが27件で、994万8,986円、合計しまして、29件の2,362万5,162円の財産収入と、売り払い収入となります。

以上で説明を終わります。

○梶原委員長 ほかにご質疑はありませんか。市田委員。

- ○市田委員 9ページの寄附金、総務費寄附金のふるさとかぬま寄附金、今回大幅に増額 したということですが、その内容、もうちょっと詳しく説明していただければ。
- ○梶原委員長 執行部の説明をお願いします。佐藤鹿沼営業戦略課長。齋藤、すみません。
- ○齋藤鹿沼営業戦略課長 営業戦略課長の齋藤です。よろしくお願いします。

今回補正させていただきました、3,970万8,000円の内訳なのですが、こちらは44万円から1万円までの様々な額による寄附金で、件数は260件ございました。

この寄附金に対しましての返礼品の内容なのですが、最も多かったのが、ゴルフクラブで、162件ございました。

次いで、すのこベッドが 27 件、次いで、イチゴが 19 件、次が、健康食品のトリプル バリアという品が、12 件でございました。

そのほか、細かい品がございまして、総計約 260 件の寄附がございましたということで、ご報告させていただきます。

説明は以上となります。

- ○梶原委員長 市田委員。
- ○市田委員 やはりゴルフクラブが多かったということなのですけれども、来年度に向けてですね、の取り組みなのですけれども、どうしても鹿沼は、木材が地場産業というか、多いわけですけれども、その辺のところの考えは持っているのかどうか、ちょっとお聞きしたいのです。
- ○梶原委員長 執行部の説明をお願いします。齋藤鹿沼営業戦略課長。
- ○齋藤鹿沼営業戦略課長 営業戦略課長の齋藤です。

返礼品の中には、先ほど、ちょっとランク外になってしまいましたが、ヒノキのまな板とか、木製品等も出ております。

そういった内容の種類も、鹿沼市内では返礼品として集めておりますので、その種類をさらに広めていきたいと考えております。

説明は以上となります。

- ○梶原委員長 そのほか、ご質疑はありませんか。鰕原委員。
- ○鰕原委員 それでね、今、市田委員からあった、ふるさとかぬま寄附金かな。

それでね、返礼品は、お金にしてどのくらいの金額の返礼品を返したことになります?

- ○梶原委員長 執行部の説明をお願いします。齋藤鹿沼営業戦略課長。
- ○齋藤鹿沼営業戦略課長 営業戦略課長の齋藤です。よろしくお願いします。

具体的な金額に関しては、後で調べておきたいと思うのですが、返礼金につきましては、寄附額の30%までが最高の額となっております。

それですので、おおむね返礼品は、その寄附額の30%の額が出させていただけるとご理解いただければと思います。

そのほか、手数料として、寄附額の2割まで使っていいということになっておりまして、実質50%は返礼品と、諸費用、そちらのほうになりますので、実質、鹿沼に入ってくるのは、約半分、そちらの額が寄附額として入ってくるとご理解いただければと思います。

説明は以上となります。

○梶原委員長 鰕原委員。

○鰕原委員 ふるさと納税、これ、寄附金で入った額だというふうに言っていますけれど も、実際鹿沼から出ていくお金もあるわけですよね。

当然鹿沼へ納税されるものがほかへいくわけですから、その額はどのくらいになっているのですか、鹿沼は。

- ○梶原委員長 執行部の説明をお願いします。齋藤鹿沼営業戦略課長。
- ○齋藤鹿沼営業戦略課長 鰕原委員の質疑にお答えさせていただきます、営業戦略課長の 齋藤です。

今回、鹿沼市から、今年度鹿沼市からほかの自治体に出ていく金額なのですが、1億7,200万109、1億7,218万、失礼しました。

1億7,218万5,921円。

大変失礼いたしました。諸経費の部分です。

改めて金額を説明をさせていただきます。

9,293万8,502円、こちらの額が、鹿沼市からほかの自治体に流れる税額となります。以上で説明を終わります。

- ○梶原委員長 鰕原委員。
- ○鰕原委員 そうするとね、大まかに話しますよ。

4億円入ったとして、1億円が出ていくのだから3億円ですわね。

3億円のうち、結局景品で半分やると、1億5,000万円かな、実質、鹿沼の得すると 言ってはなんだけれども、そういうふうな頭でよろしいのですか。

- ○梶原委員長 執行部の説明をお願いします。齋藤鹿沼営業戦略課長。
- ○齋藤鹿沼営業戦略課長 鰕原委員の質疑にお答えさせていただきます。営業戦略課長の 齋藤です。

今、ご発言いただきましたとおり、ほぼ同じような形で、実際、1億1,000万円が、 今年度の経費や、出ていく税金を除いた額が、鹿沼市の部分になります。

説明は以上となります。

- 〇梶原委員長 鰕原委員。
- ○鰕原委員 あのね、私、これは、ふるさと納税というのは反対なのですよ、私はね。 なぜかというと、先ほど説明あったとおり、高額納税者、比較的ね、その人が、ゴル フの何とかとかね、まあ、必要でないものを受け取るわけですよ。

それで、一般庶民はほとんど受け取れない。

それでこれ、市によってうんと力があるところは、100 何億かな、100 億単位でそのお 金を受け取っている市もあるのですよ。

そうすると、地域間の不公平を生む、私はいい制度ではないなと思っているのですよ。 これは個人の考えだから、しようがないですけれども、鹿沼もこれから負けない、こ の制度がある以上ね、鹿沼も負けないようにね、その実質1億か2億か3億かわからな いけれども、そういう上を目指していかなくてはならないから、これこそ、佐藤市長が 嫌う過剰競争ですよね。

だから立憲民主党さんには頑張ってもらいたいと私は思っているのですけれども、そんな意見を言いながらね、次の質問に、移ってよろしいですか。

ほかあればやめます。順番だから。

- ○梶原委員長 では、佐藤委員。
- ○佐藤委員 今、ふるさと納税なので、関連して言っていきたいのですけれども、返礼品のゴルフクラブ、何件とかね、イチゴが何件とか聞いた中で、イチゴ、少なくないですか。19件というのは、ゴルフクラブが多いのは、これはすばらしいことだと思うのですけれども、「いちご市」「いちご市」言うてて、返礼品の中からイチゴが、これ19件しか選ばれてないというのは、これはマーケティング上、正味の評価なのだと思うのです。鹿沼市がイチゴとイメージがつながるかということと。

その少ないことを、どうお考えかということを一つと。

さっき、出る入るでプラス1億なんぼっておっしゃいましたけれども、それって、僕の浅い知識だと、確かマイナスして出ていってしまった分の補助って国からあるのですよね、確か。

ふるさと納税で流出した分の何分、5分の4ぐらいは補填されるって聞いたので、それも含めての、鹿沼市の正味のプラスですかって、その2つだけで終わりにします。

- ○梶原委員長 執行部の説明をお願いします。齋藤鹿沼営業戦略課長。
- ○齋藤鹿沼営業戦略課長 営業戦略課長の齋藤です。

前半部分のイチゴに関して、お答えさせていただきます。

先ほど、今回の補正部分の、専決部分の件数で申し上げましたが、年間を通しますと、 それでも、イチゴは82件ほど、年間では出ております。

100 件には至っていないのですが、さすがに季節ものということもありますのと、あとは、出荷していただける事業者の方が「ここまでね」って言われたらば、そこまでで売り終わりになってしまいますので、その点がありましたので、そういった協力してくれる事業者を増やして、イチゴのほうは、今後増やしていきたいと思っております。

イチゴに関しての説明は以上となります。

- ○梶原委員長 秋澤財政課長。
- ○秋澤財政課長 財政課長、秋澤です。

ただいまのその減額になった部分の助成という部分についてをご説明したいと思うのですが、まず助成制度というのはありません。

それで、税収、このふるさと納税がよその市にされることによって、本来鹿沼市に入ってくるべき市税が、そこから寄附金控除という形で控除がされます。

それで、控除がされれば、当然、市税の額が減ります。

それで、この算定、普通交付税、普通交付税の算定の際に、普通交付税というのは、 基準財政収入額、基準財政需要額、収入と支出のほうの算定を行って、その差額で不足 する分を交付税として受け入れるわけなのですけれども、この基準財政収入額というの は、主に市税です。

税収、それなので、税収が減っていれば、当然本来入るべき、例えば、100億円の税収が予定されていたのが、寄附金控除があって、例えば70億円しか税収が入らないと言ったときに、支出額、基準財政需要額というのが同じものとして、そこから差し引かれる、100億円が差し引かれて、交付税として入ってくるか、70億円が差し引かれて、交付税として入ってくるか。

それで、当然控除が大きかった部分は税収がその分減りますので、税収が減った部分

を交付税として見ますよというのが、その補填の、補填されるという、国のほうの理屈 というか、でございます。

ちなみに、この税収については、基準財政収入額には市税の75%、これが基準財政収 入額として算定されます。

それなので、本来の税収が減れば、当然基準財政収入額が減りますので、その分交付税額のほうが増えるというような、図式になっているというようなことでございます。 以上で説明を終わります。

- ○梶原委員長 佐藤委員、大丈夫ですか。佐藤委員。
- ○佐藤委員 もうちょっと勉強して出直してきますけれども。

ただ、そうなると、では、どんどん流出してしまっても、補填されるから、懐はいたまないのかなという、不交付団体なんかは、もう東京都なんかね、どんどんもう金持ちばっかり住んでいて、地方のカニとか、イクラとか買ってしまうから、何十億というのが出てしまって、それは、そういう不交付団体は、もうそれがそのままマイナスだけれども、国や県なんかに依存している自治体なんかは、基本的にはその補填があるから、そんなに出ていくことがダメージにならないという、そういう認識でいいのでしょうか。

- ○梶原委員長 秋澤財政課長。
- ○秋澤財政課長 財政課長、秋澤です。

今申し上げたのは、あくまでも交付税の算定上の話ですので、それで、市税として入ってくれば、入ってきたものは全て100%市の財源として使います。

それで、交付税の基準財政収入額のほうには、市税の75%が算定されますので、実質的には75%までしか、その分は補填されないというような理屈になるので、当然、税収を増やすのが一番いいのだと思うのですけれども、一応そのような制度となっております。

以上で説明を終わります。

- ○梶原委員長 佐藤委員。
- ○佐藤委員 わかりました。では、75%ということは、結局4分の3だから、つまり4分の1はやっぱりマイナスになってしまうという認識だと思うので、これ以上答弁いらないので、ありがとうございました。
- ○梶原委員長 ほかにご質疑、ありますか。鈴木毅委員。
- ○鈴木委員 僕だけ質問しなかったので、さっき、石川議員も質問したのですけれども、9ページの財産収入で、聞きたかったのは、この2,564万7,000円がこれマイナスになっていて、さっき佐藤さんの話だと、1,300万円が多分これ保留地だと思うのですよね。その他は、赤道とかの法定外の売り払いで、これ多分保留地が売れなかったということであれば、売れなかった原因は何ですかね、多分見込みだと思うのですよ。うん。青地、赤道なんていうのは、これ、こんなの不確定要素だから、そこら辺、もしわかれば、お聞きしたいと思います。
- ○梶原委員長 執行部の説明をお願いします。佐藤行政経営課長。
- ○佐藤行政経営課長 行政経営課長の佐藤でございます。

ただいまの質疑にお答えをしたいと思います。

保留地、昨年度売れましたものは、日吉町の市営住宅の跡地が、はい、売れまして。

はい、その金額が計上されてございます。

そのほかですね、今、公売地として、ホームページのほうにも出させていただいております保留地関係ですね、区画整理関係とか、あと、栗野町の分譲地等ですね。

こちらのほうについて、なぜ売れないかということなのですが、市価に比べれば、恐らく大分お買い得な値段で公売のほうはかけているところだと思いますけれども、なかなかこういう経済状況、コロナの関係もあると思いますけれども、なかなか土地が動かない。

あとは、保留地の地形が悪かったりとかですね、日当たりの関係、そういった形で、 なかなか売れていないというところがあります。

なかなかこれは売買ですので、欲しい人が、その土地を見て、欲しいかどうかという ところが、肝心なところになると思いますので、なかなか難しいところがあるかと思い ます。

あと、保留地については、価格についてはですね、前にも、以前、鈴木委員のほうからも、質問がございましたけれども、価格については、不動産鑑定士を入れて、鑑定を行います。

その後、地価公示額ですね、等が下落するという形になれば、その下落率等で見直し を図るということもやってございますので、徐々に景気がよくなれば、はい、公売地、 売れると思っております。

以上で説明のほうは終わります。

- ○梶原委員長 鈴木委員。
- ○鈴木委員 わかりました。

なんていうのかな。佐藤さんが言っていること、多分もっともだと思うのですけれども、例えば公売で今、緑町2丁目なんかも多分売りに出していたと思うのですけれども、 1件ね。

それは多分、間違っていたらごめんなさい、多分 600 万円か 700 万円ぐらいだったと 思うのですね。

それで、更地であれば、僕は、妥当かなと思うのですけれども、そこはすごい急斜面で、ましてはこれ、北道路なのですよね。

そういったのを、もし仮に不動産のプロなんかが買う場合というのは、収益還元法とかね、再調達価格とかで、要は自分で、例えば利回りどうするのとか、投資で考えると、あの金額というのは、要は造成で、南側の高低差が激しいですから、補強工事する、擁壁を組む、ね、ボーリングをする、そういった形をどんどんどんどん差し引いていくと、その700万円というのは、ちょっと僕はどうかなと。

もちろんあれ、多分評価額から出して、更地だったら、僕は妥当だと思うのですけれども、そういったことは、行政はわかってないのかなって、こう、いつも思って見てしまうのですよ。

ですから、そこら辺は、ちょっと考え直したほうがいいとは思います。

というのはね、絶対売れない。あの金額、あの場所は申し訳ない。うん。

ですから、そこら辺をよく、ちょっと行政もちょっと、民間の勉強ではないのですけれども、わかってもらえないかなと思って。

これはね、保留地とかね、造成済みの、側溝も入ってね、道路も整備されているようなところだったらわかるのですね、前面道路が6メートルで。

だけれども、北道路で、あそこの、申し訳ないけれども、側溝なんかガチャガチャだから、多分、一切やってないと思います。

ですから、そういったことも、全て加味して、具備して、ちょっと見直しも、鑑定士さんと、もし、よく話してもらえればなと僕は思う。

これは要望でいいですから、そんなわけで、よろしくお願いします。はい。

- ○梶原委員長 ほかにご質疑はありませんか。増渕委員。
- ○増渕委員 先ほどのふるさと納税の件で、ちょっと、すごくあれなので、聞きたいので すけれども、まずはじめに、ゴルフクラブをやったことによって、はっきり言って、今 まで鹿沼市のふるさと納税って、ずっと伸び悩んでいたのでね。

それで、急にゴルフクラブで1億、2億円、2億9,000万円って伸びたと。

これを発見したというか、これを、何が言いたいかというと、私自体も、答弁で、前のこのではないけれども、本会議のときに、ふるさと納税の額が、ゴルフクラブ、ゴルフクラブって、大体自分の中で、鹿沼市でゴルフクラブ、つくってない、どこから持ってきて売っているの、それ、ただの、あれなのかなと思っていたので、それを、それが、その認識がだから、営業戦略課として、そんな立派で、結局、ちゃんとそういうものがあれば、全然我々が知らなくても、全国の人はそれをちゃんと、調べて、それがコストパフォーマンスがいいから、鹿沼市のこれを買おうということになるわけですよ。

そこが一番、このマーケティング、戦略課として、一番キーなのですよね。

結局、先ほど佐藤委員言ったけれども、イチゴ、イチゴって言っていても、発注なんか 100 件にも満たない。

それで、逆に、その供給するイチゴ農家とも、ちゃんと契約が結んでないと言っていて、別にそれを、イチゴのことを否定するのではなくて、笛吹けど踊らずのところがあるのに、何もしなくても、我々鹿沼市民が、こんな立派な会社というか、全国から評価されている会社を認知できないということ。

だけれども、それを営業戦略課が見つけ、どこで見つけたかわからないけれども、それをここに載せたと。

そうすると、全国からこれだけの注目と、実際に真水で2億円近い、あ、3億円近いお金が入るということを実証するときに、まだまだ掘り起こされなくてはならない鹿沼市に会社があるのではないか、ちょっとその、確かにイチゴ、木工、ニラという、このいつも言っているところだけではない、そういうところが、今日はいい、私も勉強になったし、ちなみにこの何を返しているのかな、ゴルフ、私、興味があるので、パターなのか、アイアンなのか、ドライバーなのか。

うるさいんだよ、あなたよりは上手だぞ。はい。お願いします。

- ○梶原委員長 執行部の説明をお願いします。齋藤鹿沼営業戦略課長。
- ○齋藤鹿沼営業戦略課長 鹿沼営業戦略課長の齋藤です。

ゴルフクラブに関してなのですが、令和2年度までは、実はウエッジという種類を1 種類だけやっておりました。

試しにやったところ、それが好評を得ましたので、その翌年から、実はドライバーを

入れてみました。

ドライバー、また好評でしたので、その後に、アイアンセット5本組みという、44万クラスのやつも入れてもらいました。

それでも出ていきます。

それでしたので、そのほかに、パターはないのですが、ユーティリティというのと、 そういった種類のやつを、いろんな種類を含めて、しかも、若干角度、タイトリストと いうところのメーカーなので、角度を変えたりするのもできるので、それが利用者には うけているのか、それで人数のほうが増えております。

これで、クラブに関する説明は以上となります。

- ○梶原委員長 増渕委員。
- ○増渕委員 では、ササキさんでおつくりになっているのは、タイトリストの、メーカー的にはタイトリスト、そうするとやっぱり売れるよね。やっぱりね。それが、そういうことで、戦略課としては、やっぱりこれ、ばくちして、そうやって初め、自信なさそうにウエッジだけといったら、そうなっていって、そういうことはあると思うので、これからもそういう、初めは少しだけれども、だんだんだんだん当たりがあったらということを、これ、いい教訓で、すばらしい実証実験だったので、これからも開発してください。よろしくお願いします。以上です。
- ○梶原委員長 ほかにご質疑はありませんか。鰕原委員。
- ○鰕原委員 14ページでね、かぬま・あわの振興基金積立金が増えたということは説明されました。

ですけれども、財政調整基金の積立金の総額と公共施設整備基金の積立金の総額は、お話になりましたけれども、このかぬま・あわの振興基金の積立金額、いくらになりましたか、お伝え願いたいと思います。

- ○梶原委員長 執行部の説明をお願いします。秋澤財政課長。
- ○秋澤財政課長 それでは、ただいまのご質疑にお答えしたいと思いますが、これは3年 度末の基金残高ということで、よろしいですか。はい。

まず、令和3年度末の基金残高についてですけれども、令和3年度末で、20億5,302万7,000円。

もう一度申し上げます。

20 億 5, 302 万 7, 000 円。

以上で説明を終わります。

- ○梶原委員長 鰕原委員。
- ○鰕原委員 あのね、栗野と鹿沼で合併したときは、17億いくらだったと思うのですよね。 それで積み立てる金が、それこそ、あれなのですね。

ふるさと納税のやつが大体積み立たっているのですよ。

そうすると、本来のね、かぬま・あわの振興基金積立金に、そこへ組み入れても結構ですけれども、私は鹿沼と粟野がなったので積立金ができたということを表しておくために、ふるさと納税は別に積み立てたほうがよろしいかなと思っているのですよ。

そういう考えはございませんか。

○梶原委員長 執行部の説明をお願いします。秋澤財政課長。

○秋澤財政課長 それでは、ただいまのご質疑にお答えしたいと思います。

こちらの基金のほうに、かぬま・あわの振興基金のほうに、そのふるさと納税分を積み立てることになったのが、ふるさと納税が始まって、平成21年頃だったと思います。 それで、当時、この寄附でいただいたものを、どちらの基金に入れるかというところで、基金については、それぞれ基金条例の中で、基金の目的が定められております。

それで、このかぬま・あわの振興基金については、鹿沼・粟野両市町の地域振興に資するという目的を持っております。

それで、今、別な基金で管理したらというようなご指摘だったと思うのですけれども、 当時の考えで、目的を同じとする基金であるので、このかぬま・あわの振興基金に積み 立てることで、その目的を果たしていこうということで始まったのがこのかぬま・あわ の振興基金に、ふるさと寄附金分を積み立てるというようなことでしたので、今の段階 では、別な基金で、基金をいたずらに増やしてしまうので、別な基金を設けるというよ うな考え、今のところは持っておりません。

以上で説明を終わります。

- ○梶原委員長 鰕原委員。
- ○鰕原委員 私がね、別な基金にしてくださいよ。それが、かぬま・あわの振興基金を明確にしておく一つですよという意見が、言っても、通らないということだから、通らなくても結構ですけれども、この主張は後々までも続けていきたいと思うのですけれども、これでね、令和3年度かぬま・あわの振興基金をね、使ったという実績があります?
- ○梶原委員長 執行部の説明をお願いします。秋澤財政課長。
- ○秋澤財政課長 それでは、鰕原委員のご質疑にお答えしたいと思いますが、まず、ふる さと納税分については、その年度に、寄附をいただいた年度に、基金のほうに積み立て をしますけれども、翌年度の予算編成時に、そういう寄附でいただいた分は全額取り崩 して、それで事業のほうに充当しております。

ですので、指定があったものですね。

それで、寄附の中には指定がないものがありますので、その指定がなかった部分については、その基金に残ってしまうようになってしまうのですけれども、寄附目的が指定されていたものについては、翌年度の予算編成時に、その部分を基金から繰り入れをして、該当する事業のほうに充当しております。

それで、今、ただいまのご質疑で、令和3年度に、この基金を取り崩して事業のほう に充てた実績があるのかということだったと思います。

それで、令和3年度につきましては、基金から、2,983万5,000円、これを取り崩しております。

それで、充当先なのですけれども、それぞれふるさと納税でいただいた部分、その部分が、該当する事業のほうに充当しておりますが、そのほかに、例えば、医王寺のほうの、今年、金堂のほうの屋根の修理がございました。

それと鹿沼のほうでも、彫刻屋台、それの修繕事業がありました。

そちらのほうに、これは、ふるさと納税とは関係なく、元金のほうを取り崩して充当 しております。

すみません。金額については、ちょっと手元に資料。

それと令和4年度当初予算においても、特に新産業団地、あちらの整備の財源として、 大元の基金の元金の部分から、2億6,000万円、これを取り崩して充当しているような ことがありますので、このかぬま・あわの振興基金の大元の元金の部分についても、そ れぞれ地域振興策のほうに活用させていただいておりますので、今後もそのような活用 の仕方を継続していきたいというふうに考えております。

以上で説明を終わります。

- ○梶原委員長 鰕原委員。
- ○鰕原委員 わかりました。

これね、粟野のほうからのね、事業要望があった場合はね、これ積極的に使っていた だきたいと思うのですよ。

今までこれ、基金、栗野のほうに使われた実績がないのだ。さっき医王寺のことを言ったけれどもね、文化財のことを言ったけれども、積極的にこれ使っていっていいただきたいと思っています。

それと、なければ、続けてよろしいですか。

あのね、同じページの、先ほどから話題になっているマイナンバーね。

国でも積極的にこれ、やるから、国庫補助金もうんとくるのだと思うのですよね。 それで、その結果、マイナンバーを取得した人は、令和3年度は何人になりましたか。

- ○梶原委員長 執行部の説明をお願いいたします。青木市民課長。
- ○青木市民課長 市民課長の青木です。

ただいまの質問にお答えいたします。

令和3年度における、鹿沼市の交付率ですが、35.3%となっております。

説明は以上です。

あ、人数ですか、失礼いたしました。

交付枚数ですね、3万3,978枚となっております。

説明は以上です。

- 〇梶原委員長 鰕原委員。
- ○鰕原委員 それでね、3万3,978枚だった、令和3年度まではね。

これ、国では、全国民にやろうとしていますけれども、鹿沼市の市民、これはゼロ歳 児から入れるのですよね。マイナンバー取得できるのですよね。

だから、生まれた出生児は自動的にマイナンバー交付、取得するというような形になるのか、その点一つと。

鹿沼市では何年までに、全市民を対象にマイナンバーカードの交付完了というかね、 そういうことを目指しているのか、お聞きしておきたいと思います。

- ○梶原委員長 執行部の説明をお願いします。青木市民課長。
- ○青木市民課長 市民課長の青木です。

生まれて、はい、すぐに取得することができれば、最終的には、何年かかるかわかりませんけれども、100%になるのではないかというご提言かと思いますが、そちらにつきましては、実は自治体のほうから同じ意見というか、を国に寄せられているという情報は、いただいております。

ですが、国のほうから、実際にそれを実施するといった、回答等は、今のところ出さ

れておりません。

次に、100%ですね、はい、の達成につきましては、現在のところ、35.3%ということで、まだ6割の方がまだ取得できていない状況にあります。

ですが、こちらにつきましては、まだ一部取得していない方々から、「メリットがわからない」「個人情報の流出が心配だ」という、メディアによる調査結果も聞こえてきております。

今後は、新型コロナウイルスの影響等により、自粛していた地域や企業での一括申請の受付を再開するなど、既存事業を着実に推進するとともに、オリジナルのチラシや動画による市民のPR、コミュニティセンターでのマイナンバーカードの業務開始など、新たな取り組みを交えながら、交付率の向上に努めてまいりたいと考えております。説明は以上です。

- ○梶原委員長 鰕原委員。
- ○鰕原委員 説明を受けましたけれども、大体何年度ぐらいまでには 100%を目指すという、そういう計画はないのですか。
- 〇梶原委員長 青木市民課長。
- ○青木市民課長 市民課長の青木です。

ただいまのご質問ですが、現在のところ、先の見通しですね、というのをちょっとなかなか立てるのが難しい状況になっております。

今後も先ほど申し上げたように、現在ですね、取り組める事業から着実に推進しながら、交付率の向上に努めていきたいと考えております。

説明は以上です。

- ○梶原委員長 鰕原委員。
- ○鰕原委員 あのね、こういう計画は、来年は、コミュニティセンターでね、やるわけですよ。

そうすると、栗野でもその一つに選ばれているようですけれども、そうすると、私も 栗野だから、「あ、栗野で近くじゃあ受けやすいな」と思っているわけ。

そうすると、そういう計画はね、当然、目標値があるわけですよ。

何年度は何%にしよう、何年度は何%にしようという目標値があると思うのですけれども、それに対してはお答えにならないのですけれども、そういう目標値は持ってないわけね、鹿沼。

- ○梶原委員長 福田市民部長。
- ○福田市民部長 市民部長の福田です。

鰕原委員のご質問、私のほうからちょっとお答えさせていただきます。

まず、国のほうからですね、指針といいますか、目標数値というのが掲げられております。

それがですね、実は令和4年度中に100%ということで、非常に厳しいハードルがご ざいます。

今年度末というふうに言われています。令和4年度末、来年3月末というふうに、一つのラインとしてはですね。

それで、私らの取り組みなのですが、鰕原委員おっしゃったように、1月からコミュ

ニティセンターで受け付けを開始いたします。

そういうことで、交付率を上げていく予定でありますが、さらにですね、9月頃、多 分国からですね、一度皆さん、お手元に届いたと思うのですが、交付申請書みたいなも のをですね、まだ取得してない方に、全員に発送されるような話がありますので、それ を弾みとして、また、マイナポイントというのがありますので、それで交付はしていく 予定であります。

それで、これは事務レベルな話ですけれども、今年度末ぐらいには、55%ぐらいまでは到達させたいなということで、事務レベルではですね、ということになりますと、おおむね1年で20%で、60%ですから、3年程度はかかるのではないかなと、はい、3、4年かなと。

先ほど市民課長が申し上げたとおり、やっぱり取得するのに、躊躇している方もいらっしゃいますので、その辺を含めると、100%というのは、なかなか厳しいと思うのですけれども、目標としては、そんなことで考えております。

説明は以上です。

- ○梶原委員長 ほかにご質疑はありませんか。佐藤委員。
- ○佐藤委員 地方債償還利子なので、26ページです。

地方債償還利子も3,200万円、減額補正になったではないですか。

これの背景を知りたいのです。何か、金利が安くなって、下がったのかとか、思ったよりも償還が減ったので、それに付随して、利子も減ったのかとか、なるべく払わないに越したことはないものなので、これが減っていくのはいいことなので、ちょっとこの背景を少し説明を求めます。

- ○梶原委員長 執行部の説明をお願いします。秋澤財政課長。
- ○秋澤財政課長 財政課長、秋澤です。

ただいまの佐藤委員のご質疑なのですけれども、この減額になった理由ということだ と思います。

これにつきましては、令和3年度の当初予算を組むとき、編成をするときには、令和 元年以前に借り入れをしたものは、既に借り入れが済んでいますので、その借り入れの 返済額と、それと利率での利子というのも確定されております。

ただ、令和2年度の分の事業の借り入れというのは、その年度の年度末、事業費が確定した段階でないと、借り入れができませんので、令和3年度の予算編成時には、まだ借入額も、借入利率も不明なまま、当然予算額は計上して、事業の予算額は計上しておりますので、予算額にあわせて、それと利率のほうを0.5%という形での試算で予算を計上しております。

ただ、令和3年度に入って、今回の補正なのですけれども、実際に令和2年度分の借り入れをして、それで、先ほども、はじめのご質疑の中でありましたように、歳出予算が予算よりも減額になります。

当然入札残というのが出ますので、それで、大元の借り入れする額も当初の見込みよりも減った。

当然その部分で、利率も下がる。あ、利子分も下がる。

それと利子についてなのですけれども、0.5%で見たのですけれども、まず実績なので

すが、まず借入先なのですけれども、市が借り入れをする場合に、大きく分けて公的資金、これは国や地方公共団体金融機構というのがありまして、そちらから借りる公的資金と。

あと、一般の銀行等から借りる民間資金、この2つがございます。

それで、公的資金、財政融資とその機構融資については、昨年度 0.2% という利率で した。

また、銀行借入分についても、全て 0.2%以内に収まったということで、当初、0.5%で見ていたものが、0.2%で収まったということで、借り入れ利率も下がったということでの、今回執行残というふうになっております。

ですので、借り入れ、そのものの借入額が減ったことと、借入利率が下がったこと、それの両方での今回減額というふうになっております。

以上で説明を終わります。

- ○梶原委員長 佐藤委員。
- ○佐藤委員 大変勉強になりました。

では、ついでに勉強させてもらいたいので、もう何個かだけ聞きたいのですけれども、 では、最近の情勢なんかは、今後どうなっていくのかなと、その金利なんか、どういう ふうに見ているのかなという、概観とか、感想でいいのですけれども、それが一つと。

あと、これも本当は、自分で勉強すればいいのですけれども、ここで聞いてしまいたいのですけれども、何か、事業で予算を、例えば計画するときに、その中には、当然利息というのも含めての予算を組むということです。なんか、1万円なら、1万円の予算を組みましたと。

それで、利息は何か別で、用立てるのではなくて、1万円と、あと 50 円か、0.5 だから、1万 50 円でちゃんと利息まで含めての予算というのを組むものなのですか、それ、2つだけ、お願いします。

- ○梶原委員長 執行部の説明をお願いします。秋澤財政課長。
- ○秋澤財政課長 財政課長、秋澤です。

ただいまのご質疑にお答えしたいと思いますが、まず、今後の見込みですけれども、 これは何ともわかりません。

特に財政融資なんかは、これ国のほうで毎月これ変動しているものになっております。これは、では誰が決定するのかというと、これは財務大臣が、国債の利回り、それや、そうですね、国債の利回りだったり、市場動向、そういったものを全て勘案した上での利率決定となりますので、あと、民間資金、銀行さんについては、本市では、なるべく安く借り入れをするために、市中銀行からもその利率の入札を行いまして、一番低いところと、から借りるというようなやり方をやっております。

これなので、各銀行さんの経営努力もありますので、これについては今後の見通しというのはなかなか立てづらいというのが本音でございます。

それなので、通常当初予算においては、借り入れが確定したものについては実績額で 予算を組むのですけれども、未借り入れの部分については、今の利率を勘案しまして 0.5%というような組み方をしております。

特に財政融資については、昨年同時期は、昨年の年度末というのは 0.02%だったので

す。

それが今年、令和3年度末には0.2%ということで、10倍ということですので、この利率の変動というのはどうにもちょっと見通しがつかないというのが本音でございます。 それと、もう1点が、利息を含めて予算を組むのかということでございましたけれども、歳出予算については、利息というのは関係ないのですよね。

工事費、事業費そのまま、歳出予算を組みます。

それで、利息というのは、あくまでも借り入れをした、その財源として借り入れをした場合に、借り入れに伴って利息が発生するものですから、当然これは歳出予算のほうに、今回、借り入れを予定するものについて、財源として予定するものについては、公債費のほうにその利息分を計上していくことになるということでございます。

以上で説明を終わります。

- ○梶原委員長 そのほか、ご質疑はありませんか。鰕原委員。
- ○鰕原委員 歳入からするとね、コロナ禍の中であっても、増えたということだと思うのですよね。

ですけれども、これは、国が、ジャブジャブ国債を発行してね、個人的にも助けたし、 企業、中小零細企業も助けたと思うのですよ。

そういう結果が出てきているではないかと思うのです。

それで、市民もゴルフ税が上がっているとおりね、国民も遊びましたよ。

だからそういう点もあったのではないかと思うのですけれども、そういうお金を鹿沼市は基金の積み立ての増というのをやりましたわね、財政調整基金の積み立てが4億円。公共施設整備基金の積み立て4億円、やりましたけれども、予備費でね、5億3,000万円増やしていますよね。

そして、予備費の合計が10億円ぐらいになったのかな。

この予備費の 10 億円というのは、例年に比べて多いですか。それとも例年並みになっております?

- ○梶原委員長 執行部の説明をお願いします。秋澤財政課長。
- ○秋澤財政課長 財政課長、秋澤です。

ただいまの鰕原委員のご質疑ですが、今回予備費のほうには5億3,471万1,000円の 積み増しとなっております。

ちなみに昨年度、令和 2 年の 3 月 31 日専決の時点では、5 億 7,982 万 7,000 円、こちらを積み増しをしております。

それで、今回の補正というのは、3月31日時点での補正ですので、当然、この後歳出予算に組んでも、年度内の執行はできませんので、これを予備費に積み増すことによって、翌年度の繰越金となります。

それなので、今回、積み増しした分については、令和4年度の繰越金として、歳入として入ってきますので、それを財源として新たな事業に編成するというような流れになっておりますので、ご理解をいただければと思います。

以上で説明を終わります。

○梶原委員長 財政課長、去年より比べて、多いのか少ないのかというのがあったと思う のですけれども、予備費が。 秋澤財政課長。

○秋澤財政課長 それではお答えしたいと思います。

昨年度の、令和2年度の3月31日専決後の予備費総額は8億7,554万1,000円。 それで、今回は10億3,240万9,000円ということになりますので、昨年よりは1億ちょっとですね、1億ちょっと増えているというような状況でございます。

○梶原委員長 ほかにご質疑はありませんか。

そうしたらですね、開会より1時間続いておりますので、ここで暫時休憩といたします。

再開は11時25分といたします。

(午前11時12分)

○梶原委員長 休憩前に引き続き再開いたします。

(午前11時25分)

- ○梶原委員長 クールビズ期間中ですので、上着を脱ぐことを許可します。 委員からの質問を受け付けます。佐藤委員。
- ○佐藤委員 西大芦コミセンのプールの解体費を聞きたいのです。14ページですか。 プールを壊してしまうのね、スケボーの本当にプールにできればという、もうあのと きは、まだ興味なかったのですけれども、今いくらで壊してしまうのかなというのだけ 聞きます。以上です。
- ○梶原委員長 執行部の説明をお願いします。柿沼地域活動支援課長。
- ○柿沼地域活動支援課長 地域活動支援課長の柿沼です。よろしくお願いします。 西大芦のプール解体事業費についてお答えをいたします。 まずプール解体するには、解体の設計と実際の解体の工事と2本になります。 まず解体の設計につきましては、132万円で実施をしました。 それにつきまして、今度、解体工事のほうを750万2,000円で行っています。 以上です。
- ○梶原委員長 佐藤委員。
- ○佐藤委員 そうすると、大体 1,000 万円ぐらいなので。

これは、大体、では、そうすると鹿沼でね、まだ使ってないプールとかあるけれども、 壊すという場合は、そんなにプールの大きさは変わらないでしょうから、大体このぐら いが相場なのかなという認識でよろしいでしょうか。

- ○梶原委員長 執行部の説明をお願いします。柿沼地域活動支援課長。
- ○柿沼地域活動支援課長 すみません。勉強不足で、はっきりしたことは言えないのですが、そのような考えで、はい。よろしいかと思います。
- ○梶原委員長 ほかにご質疑はありませんか。

別段質疑もないようですのでお諮りいたします。

議案第40号中総務常任委員会関係予算については、原案どおり承認とすることにご異議ありませんか。

異議あり。

- ○鰕原委員 棄権いたします。
- ○梶原委員長 棄権。

ご異議がありますので、挙手による採決いたします。

原案に賛成の委員の挙手をお願いします。

(举手多数)

○梶原委員長 賛成多数であります。

佐藤委員。

- ○佐藤委員 反対とかも聞かないと、鰕原議員が賛成ではないのだけはわかったのですければも、反対なのか、乗権なのかって、はっきりしないのかなと思ったのですければも、 ごめんなさい。素人質問で。
- ○梶原委員長 鰕原委員から、棄権するとの発言がありましたので、そのまま棄権という ことで、お聞きしておりません。

したがって、議案第40号については、原案どおり可とすべきものと決しました。 次に、議案第43号 専決処分事項の承認について(鹿沼市税条例の一部改正)を議題 といたします。

執行部の説明をお願いします。諏訪税務課長。

○諏訪税務課長 税務課長の諏訪です。よろしくお願いいたします。

議案第43号 専決処分事項の承認 (鹿沼市税条例の一部改正) についてご説明いたします。

今回の改正は、地方税法等の一部改正に伴い、固定資産税において、商業地等の負担調整措置等、並びに条ずれ等に合わせた整備を行うものであり、本年3月31日付で、専決処分をさせていただいたものであります。

主な改正点についてご説明いたします。

新旧対照表の1ページをお開きください。

下段の第73条の2、並びに第73条の3につきましては、固定資産課税台帳の閲覧に供する際、または証明書の交付等をする際に、人の生命等に危害を及ぼす恐れがあると認められる場合等においては、一定の措置を講じた上で、証明書の交付等をできるようにするものであります。

次に、3ページをお開きください。

1行目の附則第10条の3第7項並びに第9項につきましては、省エネ改修を行った既存住宅に係る固定資産税額の減税措置の見直しについてであります。

減税の対象となる住宅を、平成26年4月1日以前から所在する住宅に拡充し、工事費要件を、60万円を超える金額まで引き上げるなどの見直しを行うものであります。

次に、このページの一番下の行の、附則第 12 条につきましては、コロナ禍の影響に対応して、景気回復に万全を期すため、固定資産税における商業地等の負担調整措置について、令和 4 年度に限り、商業地等に係る課税標準額の上昇幅を、評価額の現行の 5 %から、2.5%に引き下げるものであります。

なお、そのほかにつきましては、法の改正に伴う用語の整理、引用条項の整備等を行 うものであります。

以上で、議案第43号 専決処分事項の承認(鹿沼市税条例の一部改正)についての説明を終わります。

○梶原委員長 質疑のある方は順次発言を許します。

ありませんか。

別段質疑もないようですので、お諮りいたします。

議案第43号については、原案どおり承認とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○梶原委員長 ご異議なしと認めます。

したがって、議案第43号については、原案どおり承認とすることに決しました。 次に、議案第44号 専決処分事項の承認について(鹿沼市都市計画税条例の一部改正)

を議題といたします。

○諏訪税務課長 税務課長の諏訪です。よろしくお願いいたします。

執行部の説明をお願いします。諏訪税務課長。

議案第44号 専決処分事項の承認(鹿沼市都市計画税条例の一部改正)についてご説明いたします。

今回の改正は、地方税法等の一部改正に伴い、本年3月31日付で専決処分をさせていただいたものであります。

主な改正点についてご説明いたします。

新旧対照表、5ページをお開きください。

1行目の、附則第5項につきましては、都市計画税において、固定資産税と同様に、 商業地等の負担調整措置について、令和4年度に限り、商業地等に係る課税標準額の上 昇幅を、評価額の現行の5%から2.5%に引き下げるものであります。

なお、そのほかにつきましては、法の改正に伴う用語の整理、引用条項の整理等を行 うものであります。

以上で、議案第44号 専決処分事項の承認(鹿沼市都市計画税条例の一部改正)についての説明を終わります。

○梶原委員長 執行部の説明は終わりました。

質疑のある方は順次発言を許します。

ご質疑はありませんか。

別段質疑もないようですので、お諮りいたします。

議案第44号については、原案どおり承認とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○梶原委員長 ご異議なしと認めます。

したがって、議案第44号については、原案どおり承認とすることに決しました。 次に、議案第45号 令和4年度鹿沼市一般会計補正予算(第2号)についてのうち、 総務常任委員会関係予算を議題といたします。

執行部の説明をお願いします。秋澤財政課長。

○秋澤財政課長 財政課長、秋澤です。

それでは、議案第45号 令和4年度鹿沼市一般会計補正予算(第2号)のうち、関係 予算の内容についてご説明いたします。

お手元の令和4年度補正予算に関する説明書の表紙に一般会計第2号と入っているものになりますが、そちらの3ページをお開きください。

まず、歳入についてご説明いたします。

一番上の15款国庫支出金、2項1目総務費国庫補助金の右側のページ、1節総務管理費国庫補助金1億2,455万2,000円の増につきましては、本補正予算に計上した新型コロナウイルス感染症の追加対策の財源として、新型コロナウイルス対応地方創生臨時交付金を増額するものであります。

その下の2節、戸籍住民基本台帳費国庫補助金393万3,000円の増につきましては、マイナンバーカードの普及促進に向けた交付窓口の拡充に係る財源として計上をするものであります。補助率は10分の10であります。

その下の19款繰入金、2項4目財政調整基金繰入金1億4,000万円の増につきましては、市税還付金の財源として基金からの繰り入れを行うものであります。

5ページをお開きください。

次に、歳出についてご説明をいたします。

一番上の2款総務費、1項5目交通対策費2,337万5,000円の増につきましては、燃料費高騰に伴うタクシー事業者への支援策として、車両1台当たり5万円の応援金を給付するとともに、リーバス車両への感染拡大防止啓発広告の掲載、また、空調機能の向上のため、予約バス車両の更新を行うものであります。

その下の段、2項2目、賦課徴収費1億4,000万円の増につきましては、本年度市県 民税の現段階での課税状況を踏まえ、税還付金の不足が見込まれることから、増額をす るものであります。

その下の3項1目戸籍住民基本台帳費、4,871万4,000円の増につきましては、市内6カ所のコミュニティセンターにマイナンバーカード交付窓口を設置するとともに、本庁舎に来庁する市民の利便性の向上と、滞在時間の短縮を図るために、総合窓口システムを導入するものであります。

一番下の段、4款衛生費、1項7目墓地埋葬費337万7,000円の増につきましては、 多くの市民が利用する斎場の炉前ホール、こちらの空調設備を整備するものであります。 7ページをお開きください。

一番下の段になりますけれども、9款消防費、1項1目常備消防費、243万5,000円の増につきましては、救急隊員用の感染防護服及び救急車内の除染を行うための高濃度オゾン発生装置を購入するものであります。

以上で、令和4年度一般会計補正予算(第2号)のうち、関係予算の説明を終わります。

- ○梶原委員長 執行部の説明は終わりました。
 - 質疑のある方は順次発言を許します。佐藤委員。
- ○佐藤委員 6ページ、斎場費の空調なのですけれども、これをやることで、斎場が冬、 暖かくなるという認識でいいですか。
- ○梶原委員長 執行部の説明をお願いします。佐藤生活課長。
- ○佐藤生活課長 生活課長の佐藤です。

ただいまの佐藤議員のご質問についてですが、まず、こちらの目的としましては、コロナ感染の防止ということで、換気の性能を上げる。

今現在、炉前ホールのほうには、上のほうに一応換気扇という形で、かなり高いところにあるだけになっております。

そこに空調設備を入れることで、空気の循環をよくして、換気性能を上げる。加えて、 冷暖房の機能もあるという形で、広いホールですので、極端に暖かい、コロナの感染防 止を考えますと、締め切っておくということがなかなか難しいですので、冬場、非常に 暖かいとか、夏場、涼しいという、快適というところまでは難しいかとは思うのですが、 現在の状況よりはかなり改善された環境になるかと思っております。

以上で説明を終わります。

- ○梶原委員長 佐藤委員。
- ○佐藤委員 僕も、そんなにないのですけれども、冬に行って、最後まで見届けたのです けれども、寒いなと思っていたのですよ。

やっぱり、そういう声があるという認識は、行政のほうはしているのですか。

- ○梶原委員長 佐藤生活課長。
- ○佐藤生活課長 生活課長の佐藤です。

はい。我々も利用者としても行きます。

また、利用者の方の声も入ってきますので、そういったところは認識しておりましたが、ただ、かなり広い施設、天井の高い施設ということで、なかなか空調を、設備を導入するということがなかなか難しいところであったというところです。

それで、今回コロナの対策とあわせて、導入のほうをさせていただくということになりました。

以上で説明を終わります。

- ○梶原委員長 ほかに質疑のある方はありませんか。石川委員。
- ○石川委員 石川です。6ページの交通対策費のところなのですが、先ほど、タクシーの 1台当たり5万円ということだったのですが、そのあたり、もう少し詳しく説明をお聞 かせください。

この中のどこに費用が含まれるのかと、その1台5万円でいくら分なのかと、なぜ5万円なのか、お願いします。

- ○梶原委員長 執行部の説明をお願いします。佐藤生活課長。
- ○佐藤生活課長 ただいまの石川議員の質疑にお答えします。

まず、タクシー会社への補助につきましては、一番上の段の一番下の説明になりますね。公共交通利用環境整備事業費補助金の335万円になります。

この内訳としましては、タクシー1台当たり5万円で、鹿沼市内に事業所があります タクシーの台数が67台というふうに把握しておりますので、そちらで335万円を計上させていただいております。

また、5万円の算出の根拠につきましてですが、燃料高騰における事業者の負担の増の金額、タクシーの平均的な走行距離と燃費、それと、燃料費の高騰分で計算しまして、1台当たり15万弱ぐらいの負担増となっております。

それで、タクシーへの支援につきましては、県のほうでも、1台当たり5万円の支援を行うというところもありますので、その辺を考慮して、事業支援という形で、応援金という形で1台当たり5万円というふうな金額を算出させていただいております。

以上で説明を終わります。

○梶原委員長 石川委員。

- ○石川委員 県のほうで5万円と、市のほうで5万円、合わせていただけるということで よろしかったでしょうか。
- ○梶原委員長 佐藤生活課長。
- ○佐藤生活課長 生活課長の佐藤です。

はい。県の5万円プラス鹿沼市の事業者に関しては、鹿沼市から5万円で、合わせて10万円の支援金を受け取ることができるということになります。以上です。

- ○梶原委員長 ほかにご質疑はありませんか。鰕原委員。
- ○鰕原議員 今の石川委員に関連しているのですけれども、タクシー業界からはそういう 要望があって、県と市で、燃料の高騰分の15万円ぐらいのうち、5万、5万、10万ぐ らいは経営支援しようということですよね。

そうすると、私どものほうのトラック業界からもね、タクシー業界はそういうふうになっているのだけれども、トラック業界に対する県と市の支援体制というものがわからないって言っているのですよ。

それで、市によってはね、これトラックの台数が多いから、数千円単位かな、ぐらいで、支援しているところもあるのだという話を聞いたのですけれども、実際、県内市町のうちにトラック業者に対する支援は、どのように行われているか、その実態調査みたいなのは、市としてもしておりますか。

- ○梶原委員長 執行部、説明をお願いします。益子総合政策課長。
- ○益子総合政策課長 総合政策課長の益子です。

私どもの総合政策課のほうが、臨時創生交付金ですか、すみません、地方創生臨時交付金のまとめをしていますので、お答えさせていただきますけれども、ちょっとトラック関係につきましては、経済部のほうで、全体をまとめたり、そういう調査もしておりますので、今回はちょっと産業建設常任委員会の内容、そっちの内容なので、ちょっとお答えのほうは、ちょっとできない状況、できないというか、ちょっとお答え控えさせていただきたいと思いますが、以上になります。

- ○梶原委員長 鰕原委員。
- ○鰕原委員 私は、バスのほうとタクシーのほうは説明すると、トラックのほうは経済活動だから説明しないと、市のほうの態度はそういう態度なのですね。
- ○梶原委員長 常任委員会が違うということの。
- ○鰕原委員 委員長ではありません。私は執行部のほうに聞いているので、執行部のほう の。

バスのほうの臨時交付金、タクシーのほうの臨時交付金は、総務部だ、そうすると、トラック業界のほうのそういう要望は経済部、そのような答えだったのですが、そういうことでよろしいのですね。

- ○梶原委員長 執行部の説明をお願いします。益子総合政策課長。
- ○益子総合政策課長 総合政策課長の益子です。

今回案件では、この説明の補正予算の第2号ということで、今回バスとタクシーについては、総務管理費の交通対策費関係になってまいりますので、こちらでお答えできますが、経済部については、ここには入ってない案件だったものですから、そんなことでお答えできないというふうに答えたことになります。

以上になります。

- ○梶原委員長 鰕原委員。
- ○鰕原委員 地方創生臨時交付金そのものは、今日参加している益子さんが担当している のでしょう。その範囲内では答えられないということですか。
- ○梶原委員長 鰕原委員。
- ○鰕原委員 はい。縦割りがわかりました。
- ○梶原委員長 そのほかにご質疑はありませんか。

別段質疑もないようですので、お諮りいたします。

議案第45号中総務常任委員会関係予算については、原案どおり可とすることにご異議ありませんか。

異議ありますので、挙手により採決いたします。

原案に賛成の委員の挙手をお願いいたします。

(挙手多数)

○梶原委員長 賛成多数であります。

したがって、議案第45号については、原案どおり可とすべきものと決しました。 次に、議案第47号 工事請負契約の変更についてを議題といたします。

執行部の説明をお願いします。関口契約検査課長。

○関口契約検査課長 契約検査課長の関口です。よろしくお願いいたします。

議案第47号 工事請負契約の変更についてご説明いたします。

令和2年1月29日、第2号議案として議決をいただきました鹿沼市新庁舎整備建設工事につきましては、社会情勢に伴う賃金及び原材料費の上昇に対応するための全体スライドの適用及び一部設計変更により、2億7,263万5,000円増の58億7,459万4,000円となるため、契約金額を変更するものであります。

以上で、工事請負契約の変更についての説明を終わります。

○梶原委員長 執行部の説明は終わりました。

質疑のある方は順次発言を許します。増渕委員。

○増渕委員 全体的に、これは仕方ないというか、こうなっているのはわかるのですけれ ども、ただ一つだけ、入退室管理システムの導入ってあるのですね。

これ、私が議長のときもだし、ほかの下野市とか、大田原市役所も見てきたときに、 もう初めからやっているのですよ。

初めから、入退室はどこでも。それで全部そこのセキュリティで、ピ、ピ、ピ、ピ、 カードやって入っていくというシステムが常識だし、設計しているところも同じなのに、 何で鹿沼市だけ、これ後追いになって出てくるというのは、これ、今更ながらというの があるのですよね。

もう今の新しく新庁舎でこんなのが請負、初めに、設計業務に入ってないというのは、 これは、どういう考え方で、執行部はいたのか。

初めからこういう新しいのをつくるのに、これ、今、こういう世の中なので、ちょっとわけのわからない人がほら、何だ、不満があったりすると、職員のところに、暴力振るったとか、いろいろなことがあったりすることが、この頃あるではないですか。

だからこそ、こういうことは、やるのは、これ自体はもう仕方ないのだけれども、何

で初めから織り込み済みになってないのか、新しく出てきて、補正で今頃になってあるのか、設計業務のこれ怠慢だと私は思うのですけれども、このセキュリティのチェックをしたとき、設計の段階でこれが織り込まれてないというのは、今更ながら出てくるというのは、ここだけちょっと疑問、あとのことは、まあいいのですけれども、あとのことは鰕原さんに任せますけれども、私は私ですから、私はここだけがちょっと納得できない。

市田さんに聞きますけれども、ちょっとこれはあれですが、普通は織り込み済みです よね。設計の段階でと思うのですけれども、プロの、私は、私は常識だと思う。はい、 お願いします。

- ○梶原委員長 執行部の説明をお願いします。網庁舎整備推進室長。
- ○網庁舎整備推進室長 庁舎整備推進室長の網です。よろしくお願いいたします。 増渕委員の質疑にお答えいたします。

設計段階、平成30年度から、基本設計、その後、実施設計、設計いたしまして、令和元年の9月、そちらで実施設計、完成しまして、まとめたところでございます。

その際に、入退室管理システム、将来的にセキュリティの確保ということで、設計の ほうはしておりました。

なので、設計業務の中で、入退室管理システムの設計のほうは済ませております。そちらはセキュリティ確保の意味から。

それで、その後、予算、設計の積算ですね、そちらの過程の中で、60億円という事業費、そちらを65億円に増額、議会に認めていただきまして、予算のほうですね、増額させていただきました。

その際もいろいろ議論があったのですが、入退室管理システムにつきましては、後で 別で工事のほうを行えるような形で、配管ですとか、そういうものは用意しておくとい うことで、別発注として整理して、工事のほうを発注したところでございます。

その後、工事のほうの執行残が出ましたので、今回、改めて、別でやる予定だったものを前倒しで、本体工事の中で入れたという内容でございます。

以上で説明を終わります。

- ○梶原委員長 増渕委員。
- ○増渕委員 網さん、大変苦しい説明でよくわかります。

調整してしまったことですよね、はっきり言いまして、総予算の中でこれだけってなったときに、ここを削って、後でという話で、初めから設計では入っていたと。

だけれども、それを、だけれども、どうせ、こうやって補正で出してくるのであればね、やっぱり、そういうことって、これからは、私はやめたほうがいいと思います。必要経費でかかるものは堂々とかかるのだということで、市長がこう言ったからということで調整したりするのではなくて、それはもう執行権のあるところの責任だと思うのですね。

結局、遅かれ早かれやるという事実を積み上げていったらば、やらざるを得ないし、 今常識だから、これは網さんが言うような形で、流れはそうでしょう。

だから、それはもう正確にそういう流れでやっていたのは、そこを追及してもしようがないと思うのですけれども、大局的に考えて、こういう予算の出し方、後出しジャン

ケン的なことをやっていると、それで、最後に、「議会認めた、認めた」というやり方は、 やっぱりこれはあまり健全な議会と執行部のあり方ではないと思う。

やはり出すものは出して、それで、セキュリティがこれが、「これからの 60 年後を考えたときに、セキュリティをやるときに予算を少しオーバーしても、これは絶対必要じゃあないんですか」と、「議員の皆さん」って聞いたときに、必要ではないからやらなかったのだということになれば、それは結論的にありますけれども、それを正々堂々と言って何がおかしいというか、帳じり合わせの、金額合わせではなくて、やはりこれからの 60 年、税金を使ってやる中で、これは絶対必要だっていうものは、きちんと出して、それを公の場で議論して、議事録にも、今日も載っていますけれども、録音されるわけですから、そのときに、議員が、議員の皆さんが、議会の中で、「いや、必要ないんだ」と言った場合には、「セキュリティなんで」、市民の皆さんから、「なったんだ」と、「鹿沼市にセキュリティないんだ」って言われたら、「いやぁ、議会が反対して、私どものほうはきちんと提案したんですけども、いや、否決されたので、残念ながらできませんでした」というのは、これは健全なやり方だと思うのですね。

だから、それを、後でこういう常任委員会で出してきて、それで認めてくれというよりも、ちゃんとした議論の場で、市長が「こういうことでこういうお金はかかります」と、別に悪いことではないし、「公約を違反した、違反した」って、それは、時と場合によるのだから、それを謝ってきちんと正々堂々と、「これは必要経費である」ということは、別に市の怠慢で増額されたわけではないものを、それを、初めの初期設計ではあったけれども、途中で調整してというような、本当に職員の方がこういう苦しい説明をするのが、だけれども、聞かざるを得ないし、それを職員の皆さんがそういうふうな説明をするのが、すごく不毛の議論にしか思えない。

そこのところは強く、副市長、そこら辺のところは、健全なあり方として、部長も、これからのときには、それはそれでちゃんとやって、その中できちんと議論をして、それで「議論の中で反対の意見もあったけれども、こうです」というようなことをやったって何も、ひるむこともないし、そのことを、かえって隠すほうがおかしいし、堂々とやればいいではないですか。

「それは公約違反だ」って、いや、神様ではないのだから、公約を全部守れるわけないし、今までの総理大臣だって公約で出したマニフェストが、そのとおりにならなかったことはたくさんある。

それを別に、先の先までは読めない。

そのときはそう思ったけれども、現状ではこうなったって、今の現実を見たときに、こうなったということは、堂々言ってもいいのではないかと思って、この不毛な議論と、この後になってから後出しジャンケン的なものは、もうすごく嫌な感じがするので、強くそのことを、執行部に訴えますので、真剣に聞いていただきたいと思います。以上です。

- ○梶原委員長 ほかに質疑のある方はいらっしゃいますか。鰕原委員。
- ○鰕原委員 今回の増額分はね、2億7,263万5,000円ということですよね。

そうすると、これは何で値上がりしたかというと、いろいろ社会情勢の変化で、原材料費と人件費の値上がりだって言うのですが、この増額分の2億7,263万5,000円のう

ち、人件費と原材料費の値上げ分ということ、色分けできます?

- ○梶原委員長 執行部の説明をお願いします。網庁舎整備推進室長。
- ○網庁舎整備推進室長 庁舎整備推進室長の網です。

鰕原委員の質疑にお答えいたします。

変更増額のうちの労務費と材料費、そちらのそれぞれの値上げ幅ということかと思いますが、今回、物価スライドということで、全体スライドのほうを適用しております。

そちらの総額が 5,907 万円ということの金額になっておりますが、こちらは工事費、複合単価といいまして、材料費、労務費、全体の込みの金額単価になっているのですが、そちらが約 5.78%、物価情勢によって単価が上がったということからスライド協議をした内容でございます。

なので、労務費、材料費についてのそれぞれの内訳ということでは把握しておりません。

以上で説明を終わります。

- ○梶原委員長 鰕原委員。
- ○鰕原委員 いいやってね、当然スライド制で値上がり分は見てやらないと、業者がまいってしまいますから、それは契約上当然だと思うのですよね。

それで、工事監理業務というのが、9,700万ほど、事業費の中に、初期の事業費の中 に入っていますわね。

そうすると、当然その9,700万という工事監理業務は労務費だと思うのですよね。 そうすると、その9,700万の労務費はどのくらいの値上がりになっておりますか。

- ○梶原委員長 執行部の説明をお願いします。網庁舎整備推進室長。
- ○網庁舎整備推進室長 庁舎整備推進室長の網です。

工事監理業務の労務費につきましては、現在ちょっと把握、年度ごとの金額は、ちょっと把握してないのですが、契約約款、工事監理委託ですね、そちらの契約約款によります定め、物価スライドということの考えはございません。

なので、最初の段階で、委託契約をしたときに、この金額で、完成までこの金額でやりますよということで、契約している内容でございます。

以上で説明を終わります。

- ○梶原委員長 鰕原委員。
- ○鰕原委員 そうしますとね、労務費の中にあっても、9,700万あまりの工事監理業務は スライド制に入っていなかったのだという説明ですよね。

そうしますと、工事関係の契約の、労務管理費が上がった場合も、それは認められませんよという契約ではなかったのですね。

- ○梶原委員長 執行部の説明をお願いします。網庁舎整備推進室長。
- ○網庁舎整備推進室長 庁舎整備推進室長の網です。

鰕原委員の質疑にお答えいたしますと、工事請負契約については、それ一本で工事の 受注者と契約しております。

それとは別契約で、工事監理、委託業務になりますので、工事請負とは別なので、委 託業務の契約ということで、2本の契約になっております。

それで、今回については、その工事請負の1本、そちらの変更契約ということでの説

明をさせていただいております。

以上で説明終わります。

- ○梶原委員長 鰕原委員。
- ○鰕原委員 市民から見てね、今現在のこの工事の、壊して建てて、壊して建ててという やり方だから、工事期間が長いと、それで相当市民にも迷惑していると。

そういうことが、工事期間の長いことが、この契約の、今回1回目は、1回目もあって、今回2回目ですよね、工事期間の長さが社会情勢の変化の影響を受けて、これ3億5000万ものその追加を支払わざるを得ないのではないかという意見があるのですが、これに対してはどのように判断しております?

- ○梶原委員長 執行部の説明をお願いします。網庁舎整備推進室長。
- ○網庁舎整備推進室長 庁舎整備推進室長の網です。

鰕原委員の質疑にお答えします。

工事が2回、1期工事、2期工事、途中に解体を挟みますので、分けて工事のほうを 発注した結果、これだけ長くなって、社会情勢、そういうことかと思います。

実際ですね、庁舎整備を、庁舎整備、建て替える場所につきましては、まず、この場所、まず議論としまして現庁舎敷地、この場所が新庁舎の建設位置に相応しいということに決定したかと思います。

その決定を踏まえて、今の職員数ですとか、業務をやるその必要面積というのを算出した結果、旧庁舎が本館・新館があって、駐車場の形、建物の形がL字で不整形な、そういう状態の中で、いかにこの敷地の中で、うまく建物をできるかという考えた結果、1期・2期に分けてということで、決まった上で、その後に、工事のほうを発注しているものでございます。

なので、結果的には、そういう工期としては長くなるというのはこの場所でやるからにはこの工期ということですので、2回、2期に分かれて、それぞれが変更の契約になったということが、それは間違いない事実でございます。

以上で説明を終わります。

- ○梶原委員長 鰕原委員。
- ○鰕原委員 私、まだお聞きしたいことがあるもので、暫時休憩願えればと。
- ○梶原委員長 正午を回りましたので、昼食のため、休憩といたします。

再開は午後1時といたします。

(0時03分)

○梶原委員長 休憩前に引き続き再開いたします。

(午後 1時00分)

- ○梶原委員長 質疑のある方は順次発言を許します。鈴木委員。
- ○鈴木委員 僕のほうでは、増渕さんと、これ、ちょっと同様なのですけれども、反対という形でちょっと質問はしたいと思います。

先ほど増渕議員のほうで、これ入退室管理のほう、ちょっとこれ、全くごもっともなことなのですけれども、この例えばアスベストなんかも、これは多分天井を見れば多分わかると思うので、これも調査がちゃんとできなかったのかなと思うのですけれども、あと、それとアスファルト舗装の見直し、これも多分、バスの転回広場なんかで、多分

舗装を見なくてはいけない部分だったのかなと思うのですけれども、市役所、例えば那 須塩原さんかな、バスがやっぱり玄関直前まで来るのですよね、どこの役所なんかも。

だから、そういったのも最初から見ることができたのに、後からこういう形で出すのはちょっと納得いかない部分なので、そこら辺、もうちょっと、もし説明できれば、網さんのほうでよろしくお願いしたいと思います。

- ○梶原委員長 執行部の説明をお願いします。網庁舎整備推進室長。
- ○網庁舎整備推進室長 庁舎整備推進室長の網です。

鈴木委員の質疑にお答えいたします。

まず、アスベストの調査、作業の変更なのですけれども、こちらにつきましては、令和2年6月に大気汚染防止法、そちらが改正されました。

その結果、令和3年4月から施行されたのですが、庁舎の工事につきましては、令和 2年の1月に契約ということになっております。

ですからその前に設計のほうをいたしましたが、その際、サンプリング調査といいまして、同年代・同時期、同年代に設置した同じ種類の材料ですね、壁とか、天井とか、床、それをグループごとに代表した材料を、サンプル調査、それをやる形で、法改正前は、問題なかったという形で、そのような法律に基づいての設計をしておりましたが、変更後ですね、全数量、年代が同じ、年代が同じであっても、使っている材料、簡単に言えばカタログの品番というのですかね、それが1個でも違ったりとか、色合いが違うときには、全ての材料を調査しなさいと、解体前にですね、そういう法改正になりましたので、その調査が純粋に追加になったと、グループ調査は、サンプリング調査はしていたのですけれども、サンプリング調査してないもの、そちらを追加で調査のほうをいたしました。

それと、解体作業において、建築建材に含有されているアスベスト、以前はレベルIIIと言いまして、成形されている中にアスベストが混入されている材料は、きれいに水をかけながら手壊しで解体すればいいという形になっていたのですけれども、けい酸カルシウム板という材料につきましては、その手壊しでも結構飛散する恐れがあるということで、この令和2年6月の改正の際に、クリーンルームって言うのですかね、ほかのところとちゃんと区画をして、それで作業しなさいという法律改正になりましたので、契約後の法改正ということですから、やむを得ず変更したという内容になっております。

もう1点ですね、アスファルト舗装、そちらにつきましては、当初、こちらはリーバスで、中に入ってくる想定をしていましたので、中型バス、そちらの舗装圧で考えて施工のほうをしておりました。

しかしながら、今回、大型車、10トン車ですとか、そういうところの進入を可能にすることで、屋台のまち中央公園などのまちなかの観光客誘致、そういうところにもつなげていきたいということでの変更になっております。

以上で説明を終わります。

- ○梶原委員長 鈴木委員。
- ○鈴木委員 アスベストはわかったのですけれども、これ、ちょっと総括的に言わせても らうと、後からつくり始めた壬生さんなんかは、もうちゃっちゃとできてしまっている わけですよ。

こういう同じ場所に建て替えするわけですから、時間がかかるのは、僕はわかっていたので、その時間がかかる中で、いろんな法改正や、しがらみができて、追加工事がこういうふうにできてしまったということだと僕は思います。

それを皆さん、多分承知だったと思うのですけれども、それだから、では、こんなに 増やしていいのかと言ったら、僕は納得できません。

あと、これ降ってわいたようなこの壁画、この壁画も、これは逆に砕いて道路にしな かったのですか、これ。

石は砕いて道路にするけれども、これだって、別に後からね、最初から言えばよかった話で、何で今更壁画、これ載せなくてはならないのだと、そこら辺もちょっと詳しい理由をちょっとお願いしたいと思います。

それで、石っころ、本当に砕いたのかどうか。ちょっとそこら辺も、もう1回お願い したいと思います。

確かね、小川、鰕原さんの質問のときも、やっぱり言っていたのですけれども、小川 元議員がこれ何か質問しているらしいのですよ、昔、小川清正さんが、そのときに庭石 は、母だと、大きい松がお父さんとか何とか、そんなことを言っていたらしいのですね。

要は、では、お父さん、お母さん、殺してしまったわけですよ、今回砕いて。

だから、そういうことをやるのに、では壁画はいいのかという話、僕に言わせてしまうと、そこら辺も含めてちょっと答弁をお願いしたいと思います。

- ○梶原委員長 執行部の説明をお願いします。網庁舎整備推進室長。
- ○網庁舎整備推進室長 庁舎整備推進室長の網です。

まず、壁画の設置について説明のほうをさせていただきます。

壁画につきましては、旧庁舎本館の正面入り口、こちらの総合案内裏に設置しておりました。

それで新庁舎、新庁舎の際、計画の当初は、壁画は設置、新庁舎の中に設置しようということで、設計のほうを進めておりました。

その進める中で、新庁舎、全館建て替えという形になりまして、設置する場所、内部ですと、設置する壁目、壁面ですね。そういう場所がないので、当初の工事内容、そちらで壁面を一時保管という形で他施設ですとか、新庁舎の中で、どこか使えるところはないかということの検討をするという形での一時保管ということで、工事のほうを進めていきました。

工事を進めていく中で、屋外、そちらに設置する場所が判明したということですので、 新庁舎に設置する方針とさせていただきまして、今回変更契約のほうで、議案のほうを 上程させていただきました。

なお、石ですね、石との考え方の違い、そちらにつきましては、壁画については、当初から何か活用しようという考えでありました。

石につきましては、新たな外構計画、こちらでロータリーの形状を変更する、そういった観点から、計画、駐車場配置計画、そちらの見直しで、やむなく処分のほうをさせていただきまして、そちらについては、業者に確認したところ、破砕をしたというようなことを確認しております。

以上で説明を終わります。

- ○梶原委員長 鰕原委員。
- ○鰕原委員 鈴木委員のほうから、今、質問があって、ちょっと 3,100 万、壁画のことでね、ちょっとお尋ねしたいことがあるものですからお尋ねしますが、壁画の原画は須田寿さんという方だと、間違いないと思うのですけれども、その須田寿さんとね、鹿沼市のつながりはどういうものがあって、今まで正面、旧庁舎のですよ、正面玄関に、あれほど、16 掛ける 4 ぐらいかな、の大作があったのか。その点、ご説明願いたいと思います。

また、題名はね、「飛躍」「協和」「前進」ということで、大変結構なことだと思うのですけれども、その中でね、その「飛躍」「協和」「前進」という題名は、鹿沼市の何を表している、鹿沼市とはまるっきり関係ないのか。

それを 3,100 万円かけて、外にね、保存し、掲げることで、鹿沼市の何を表現したものなのか、ご説明願いたいと思っております。

- ○梶原委員長 執行部の説明をお願いします。網庁舎整備推進室長。
- ○網庁舎整備推進室長 庁舎整備推進室の網です。

まず壁画の作者、原画ですね。須田寿さんという方で間違いございません。

そちらの方と鹿沼市のかかわりについて、旧庁舎ですね、竣工が昭和33年ということで、当時の市政年報等、残存する書類関係、こちらで調べましたが、鹿沼市とのかかわりについては、ちょっと不明ということでした。

続きまして、鹿沼市の何を表したのかということにつきましても、鹿沼市とのかかわりが、詳細わかりませんので、何とも言えないのですが、個人的な見解、この場で説明申し上げていいかわからないのですけれども、昭和33年ということであれば、戦後、第二次大戦後の昭和の大合併、そのすぐ後かなということで記憶しております。

ですので、そのときに新しい鹿沼市として、市民が協力して、大地に根を張って、新たな未来に飛躍、調和、前進、そういう思いを込めたのかなということが、ちょっと個人的な思いなので、あくまでちょっとどういう意図かはわからないのですが、すみません、個人的な見解を申し上げました。

以上で説明を終わります。

- ○梶原委員長 鰕原委員。
- ○鰕原委員 感性ですから、個人の見解で結構だと思います。

それを設置してね、市民がどう感じるか。いい壁画だなというふうに多分感じてくれるのでしょうけれども、壁画の設置場所はね、これ一般質問でも言ったのだけれども、この建物の下のところですよね、この議会棟の下のところ。

それも結構なのですが、ここの、ずっとイメージ図なんかも見るとね、御殿山病院さんと鹿沼市の境は、御殿山の病院の塀なのですよね、それで、だと思います。

それで、それ間違っていたら否定してください。

それで、それだったらば、こっちに、この鹿沼市の、そこに壁画を掲げてもいいのではないかというふうに思う、これも個人的な見解ですけれども、思ったのですけれども、そういうことは検討の余地がなかったのですか。お答え願えればと。

- ○梶原委員長 執行部の説明をお願いします。網庁舎整備推進室長。
- ○網庁舎整備推進室長 鰕原委員の質疑にお答えいたします。

まず御殿山病院側との境界でございますが、こちらの既存の塀があるのですが、そちらは病院側の塀ということで、鹿沼市側のフェンスが現在ございません。

それで、新庁舎整備におきましても、フェンス等の設置のほうは考えていないという ことでございます。

鰕原委員のほうのお考えで、病院側への壁画ということの検討なのですけれども、まず、病院側の境界ということになりますと、病院からすると、南側ということになります。

南側に高さ4メートルの塀を建てるようなイメージになってしまいます。

そういったところをちょっと踏まえて、あとは議会棟の下のところであれば、正面の 入り口から入ってきまして、松があって壁画も見える。

そういうロケーションもイメージして、今の議会棟の下ということで検討のほうをさせていただきました。

以上で説明を終わります。

- ○梶原委員長 鰕原委員。
- ○鰕原委員 はい、わかりました。

では壁画は、一番入ってきて目立つところに、外側に、鹿沼市のイメージがわくであ ろうということで建てる、設置するということですよね。

そうすると、先ほど、何だ、鈴木委員からありましたけれども、市民の中にはね、その石を、石を、本当に路盤材にしてしまったのだろうかという疑問が寄せられています。

普通ね、鹿沼市の、昭和33年から飾られた、設置されていたか、その後設置されたか、 わからないですけれども、普通はですよ、普通の人間の感情で言えば、今まであった石 を粉々に砕いて、その路盤の石にしたというのは考えられないというものですから、ど こかにね、実際あるのではないかって、今でも言っている人がいるのですよ。

それで、本当はどうなのだかもお知らせ願えればと思うのですよ。

- ○梶原委員長 執行部の説明をお願いします。網庁舎整備推進室長。
- ○網庁舎整備推進室長 鰕原委員の質疑にお答えいたします。

石のほうなのですが、今回の工事で、廃棄処分という形になっていましたので、工事 受注者のほうで、現場の外、こちらの外に搬出する前に、クレーン等、大型車等ですね、 ちょっと搬入が難しいので、破砕したということは間違いなく、間違いない事実として 確認しております。

以上で説明を終わります。

- ○梶原委員長 鰕原委員。
- ○鰕原委員 では、現場で破砕したと、現場でね、そこでね、破砕したというなら、工事 過程は全て写真撮ってあると思うのですよ。

それと、壁画もね、そのように前から、どこか適当なところを見つけて設置するのだという意思があるならば、その解体工事をやるときにね、ここが出たって、壁画があるところの写真は撮ってあると思うのですよ。

ですから、その2点の写真を明らかにしていただきたいと思います。

- ○梶原委員長 執行部の説明をお願いします。網庁舎整備推進室長。
- ○網庁舎整備推進室長 庁舎整備推進室長の網です。

現在鹿沼市のほうにおきましては、解体前の壁画の全景写真、壁画の写真ですね。あ と、石の解体状況のほうの写真の手持ちはございません。

ただ工事のほうの受注者ですね、そちらのほうで、解体前等に写真は撮影しているか と思いますが、現在は手持ちがないということでございます。

以上で説明を終わります。

- ○梶原委員長 鰕原委員。
- ○鰕原委員 当然これはね、工事発注側からすれば、工事がどういうふうに行われたかと いうのは、その証拠写真として残っているわけですよ。

ですから、委員長の名を以て、その提出をお願いしたいと思います。

1件は、石を破砕したところの写真。

1件は、旧庁舎の壁画を取り外す前の写真、前のことをきれいにして、それをきれい にブロックごとに取り外したわけですから、その証拠写真は当然、発注者として受注者 から受け取ると思うので、それをはっきり委員長のほうから要求していただきたいと思 います。

○梶原委員長 確認のため、暫時休憩いたします。

再開は、1時25分とします。

(午後 1時19分)

○梶原委員長 休憩前に引き続き再開いたします。

(午後 1時25分)

○梶原委員長 先ほど鰕原委員から、委員長名で写真の提出を求めるということで、意見がありましたが、まず、ロータリーの庭石については、本議案ではないため、取り扱いをしません。

それで、また、委員長名での写真の提出は求めることができませんので、あくまでも 議長の、のみの、求められるということですので、個別に対応をお願いいたします。 鰕原委員。

○鰕原委員 あのね、総務常任委員会の議会の委員長なのですから、壁画は残す。庭石は 破損した。

それで、壁画のことは残すのだけれども、庭石のことは破損したという対比をしているわけですから、なぜそうなのだといった場合、そのね、どちらも鹿沼市民の貴重な財産ですよ。

その貴重な財産を写真におさめておくのは当たり前でしょう。そう委員長、思わないのですか。

それをきちんと、委員長がこの委員会の中においてですよ、委員の意見を尊重して、 市民が「見たいんだ」って言っているのですから、そんなことではだめですよ、委員長。 もう一度再考してくださいよ。

- ○梶原委員長 鰕原委員の意見ですけれども、私のほうにその写真を求める権限はございませんので、あくまでも議長から求めていただきたいと思います。 鰕原委員。
- ○鰕原委員 会議規則にないということ、それを明らかにしてください。
- ○梶原委員長 増渕委員。

○増渕委員 オブザーバーというか、議長がここに出席されているし、この関連なので、 これの扱い方というのは、はっきり言って委員長権限では、私はないと思います、写真 の提出は。

それで、それをやるのであれば、あくまでも議長に提出をするのを、委員長からお願いするのか、個人的に鰕原議員のほうから、それを関連として、財産の一環として、その処分についての写真があれば、それを要求するという形をとってもらって、ここで議長に、それを私はお聞きしたいと思いますが、よろしいでしょうか、議長。

- ○梶原委員長 大島議長。
- ○大島議長 正式に委員長からの要請があれば、事務局と執行部と相談して対処したいと 思います。
- 〇梶原委員長 増渕委員。
- ○増渕委員 今正式に議長のほうから、そういう了解を得られたので、委員長のほうから それを、議長のほうに、この場で、ちゃんと録音残っているので、了解してもらうよう にお願いしていただければいいのではないですか、それで。

この議論は、いちいち調べるとか調べないはいらないと思いますので、よろしくお願いたします。

○梶原委員長 はい。わかりました。

それでは、委員長名で議長のほうに、写真の提出をできるかどうかを、執行部のほう に確認をしてください。お願いします。

鰕原委員。

- ○鰕原委員 いつまでですか。その写真の提出は、いつまでに求めるのですか。
- ○梶原委員長 今私のほうで、議長にお願いをしましたので、議長のほうから執行部に問い合わせいただいて、いつ頃提出できるのかも確認をいただきたいと思います。
- ○鰕原委員 はい。わかりました。
- ○増渕委員 では、委員長、私のほうからいいですか。

何かある?いいよ、どっちでも、いいよ、やって。

関連は全部しているから、この、いい、では関連から言ってしまっていい。

一つ、これはもうちゃんとした常任委員会で録音をされているので、はっきり申し上げますが、一つ、さっき鈴木委員のほうで、アスファルトの問題を言われたときに、網室長のほうから、今度大型バスと観光バスというようなことで、厚さが違うのだというようなことをおっしゃっていましたが、これも想定的ですね、初めに、市長のほうから、この鹿沼市のこの今宮町にやるときに、防災拠点として適正であるということが、ここを選定した理由の一つになっております。

その中で、やはり防災のときには自衛隊の車とか、給水車とか、10トン車とかというのは、防災拠点ですから、ここに市民が避難したときに、一番初めに、観光なんかでいうなんて、後の思いつき、思いつき、発想が、その発想だと防災拠点という原理原則から、観光で向こうに回るから、こっちへ来るかもしれないから厚くするというのではなくて、初めから防災拠点としてだったら、想定に、アスファルトを厚くして、そこにはどんな車でも入ってこられるぐらいの、これはもう完全に、これは今、網室長がおっしゃっていることはそのとおり、経過説明ですから、そういうことですけれども、その概

念がないのかってことですよ。

防災拠点を声を大にして言ったのであれば、いの一番にくるのは、舗装道路が穴だらけになっていたり、重い車が来て、車が入れなくなってしまったり、市民が避難したときのことを考えるのは、職務として私は当たり前のことだと思うのに、それが今更ながらにここに出てくるというのが、なぜそうなっているのかって、ずっともう疑問ばっかりで、この庁舎に関しては、後づけの理由が多すぎます。確実にこれ記録しておいてください。本当に後づけが多すぎます。

初めに言ったことをやるのであれば、私がそういう形を自分で訴えたらば、初めに、 防災拠点としては、アスファルトは厚くしてどんな車でも入ってこられるようにするだ ろうという、指導、指示がないとおかしいと思いますので、その疑問について、どこで あったのかということを、それはなかったのかということをお聞きします。

それと、もう一つ、今の、この、これも、この補正もそうなのですけれども、壁画についても、どこの時点で残すという、初めから残す気があったのか。

いや網室長の説明では、その前に南雲部長とか、皆、部長とかもおっしゃっていましたけれども、篠原部長も言っていたけれども、どっかに組み込もうとしたけれども、設計上、物理的に無理だったと、それはわかります。

だけれども、今度新たに 3,100 万をつくって、これを残そう、美術的な価値があるのかないのかは置いといて、これは 60 年の歴史があるから、これをもっと、これを、シンポジウムで鹿沼の、ずっとこれを残して、100 年後もこれをつくろうというのであれば、まずその説明責任を果たさなければいけないと思うのです。こういう形になりましたと。ではないと、我々議会はいつも言われるのです。それで、また市長もいつも言うのです。

我々がこういうことに反対すると、「いや、補正で鹿沼市のあれを、これで新市庁舎が やっとできるのに、工期が遅くなったり、こういうことで議会が反対された議員がいる」 と、そういうことを公の場でおっしゃるのですね。

だけれども、賛成・反対はあって当たり前ではないですか。

それを公の場で、そういうふうな議員がいるとか、いないとかということを話題の中に持ってくるということは、こういう後出し、自分のほうで後出しジャンケンして後から出てきたことに対して議論したり、これを、3,100万円を新たに使う、これ税金ですから、この税金を議論の過程と、こういうことで、私たちはこういう美術的な価値と、歴史や価値があるから、執行部として議会には大変申し訳ない、後からなってしまったけれども、我々執行部の判断として、これは、3,100万円の税金を使っても、これをつくる、もう意義があると思いましたということを明確に言っていただかないと、何か3,100万円で我々が今度聞かれるわけですよ。

「何で議会は通しちゃったの。何で、これ、こんな税金で無駄なこと」という市民の方もいるの、いらっしゃるのは、確実にいらっしゃいますから、そのときに、「いや議会が通したから、我々は議会が通ったことを粛々とやります」ということでは、何でも議会を通せばいいかという、もちろん民主主義ですから議会を通すのは当たり前ですけれども、どちらが主導権を持ってやったのかということを明確に公の場で言うときに、それを言われないと、もう反対することが、今度は萎縮されたり、本当に専制国家みたい

な、今のね、某国のようなことがあって、議会は全部 100% 賛成だというような議会であっては、私はならないと思う。

そのためには、やっぱり執行部がきちんと説明責任を果たして、今回のことはいろいろな角度を検討したし、その美術的な価値や歴史的な価値のために、3,100万を使っても、議会の中では異論があったかもしれないけれども、私は、私たち執行部は残す、その過程と議論した内容も、どこでどういうふうになって決まったのかということも、ちょっと説明添えて、これは網室長から、網室長は過程だけの工程を主に説明するのであって、これを設置するって決めたのは別のところだと私は思うので、その過程が、もし網室長のほうで、決定の段階が、どこで決まったのかということも含めて説明をお願いいたします。

無理だったらば別な方でもいいよ。はい。よろしくお願いします。

- ○梶原委員長 執行部の説明をお願いします。網庁舎整備推進室長。
- ○網庁舎整備推進室長 庁舎整備推進室長の網です。

まず、増渕委員の質疑にお答えします。

まず、アスファルト舗装についてでございます。

こちらにつきましては、先ほど鈴木委員の質疑で、リーバスで中型バスということで、 まちなか関係のことでの変更理由を説明させていただきました。

まず、その前段階としまして、庁舎につきましては、防災拠点ということで、当初から防災拠点の整備ということで計画を進めております。

それで、その機能を備えた新しい建物を、この場所に建設しております。

それで、防災拠点としての機能は建物として、もちろんあります。

それで、駐車場につきましても、中型バスということでの舗装圧なのですけれども、 現実的に何か災害があったときには、一時的な使用は可能であろうということで、計画 のほうはしておりました。

しかしながら、昨年ですかね、去年の10月あたりの解体工事をしているあたりですかね。

その辺の段階で、アスファルト舗装、やはりここはまちなかの誘致というのも、進めていいのかなということで、舗装の厚みを検討することに至りました。

それで現在、舗装の厚みを変えて、変更契約ということで、議案として上程させていただいたということでございます。

それで、続きまして壁画です。

壁画につきましては、当初、庁舎の設計段階ですね、設計者を決めるプロポーザルに おきまして、採用になりました佐藤総合計画、こちらのほうで、既存庁舎、当時は新館 を残すという計画でした。

そこの旧、もうないのですが、旧庁舎の新館という中の壁面か、その壁に設置しまして、鹿沼の文化継承をPRするというコンセプトでございました。

その後ですね、基本設計におきまして、全館建て替えと、庁舎機能の効率的な配置、 良好な周辺環境、そういった理由によりまして、全館建て替え案のほうに、転向いたし ました。

その際ですね、全館建て替えになりまして、現在見ていただくとおわかりになると思

うのですが、行政棟の1階、2階につきましては、北側が一面ガラス張りになっております。

それで、執務室もオープンフロアという形になっていますので、当初から設置したい という気持ちはあったのですが、どうしても設置できない。

それで、工事発注段階で、引き続き、ほかの施設か、新庁舎のどこかで使えないかと、 一部でも使えないかということで、工事の発注段階では、一時倉庫に保管ということで、 入札のほうをして、工事のほうを進めておりました。

それで、これも同じく昨年の10月なのですけれども、旧庁舎解体で、だんだん壊れていく中で、議会棟の下の擁壁、そちらに設置可能、それで鹿沼の文化を継承するということの結論に至りまして、昨年の10月に方針のほうを決定いたしまして、今回、契約変更の議案として上程させていただいたところでございます。

以上で説明を終わります。

- ○梶原委員長 増渕委員。
- ○増渕委員 網室長の話というのは本当に時系列でちゃんと筋は通っているのです。それはわかっているのです。

ただ、全館建て替えになったときに、これが無理だという物理的なときに、それで、 今度は、今度、あそこに建てられるというようなことになった。その方針を決定したの が誰で、どこで、どういうふうな議論があったかということと、その説明責任をきちん と負ってくださいよというの、その一番の肝になった、その分岐点があるわけですよ。 前は、旧庁舎で残しておこうと、継承、それはわかります。

それで、それが全館建て替えになったから、そこで、それが1回一時保管、それもわかります。

いろいろなところを検討したけれども、ないと。ない場合に、それを新たに 3,100 万 のお金をかけてつくるということになったときに、どこで誰がどういうふうな決定は、網室長がしたわけではないでしょう。

それをどういうふうな形で誰が、どういう形で議論がなされたかという過程が知りたいということです。決定の過程ですね。そこだけお願いしたい。

- ○梶原委員長 執行部の説明をお願いします。福田副市長。
- ○福田副市長 増渕委員から、いろいろと、先ほど来ご指摘をいただいております。 おっしゃること、私も十分理解をさせていただきます。

それで、時期といいますか、その詳細な時期については、今、ここで日にちというようなことは申し上げられませんが、今、網室長が説明した中で、例えば今回の壁画につきましては、今説明あったとおりですけれども、では最終的にこうしようというのは当然、市長を交えた庁内の協議を行って、そこで決定をし、では、それはいくらかかるのだと、そのことも積算をさせて、そして、それを提出させ、それで、これは、それでは議会に諮って承認していただこうという決定を当然市長のもとでさせていただいております。

以上です。

- ○梶原委員長 増渕委員。
- ○増渕委員 副市長のあれで、納得というか、その経緯がわかりました。そのとおりだと

思います。

であるならば、ちゃんと歴史的継承、美術的な価値、そういうことを思って、3,100 万のお金をかけても、確かに (…) でこれだからっていう、そういう問題ではないし、 その作品は写したものだから、もともと作家が全部つくったものではないので、その美 術的な価値は、そこまではないとは思うのですけれども、ただ、心情的にそういうもの を残すといった場合には、市長自らがこういう決定をして、こういう形でなりましたと いうことで、議会に提案して、こういう 3,100 万って新たなものはするべきだと思うし、 それに対して議論をきちんとして、その中でという話になるのと。

それと、それを反対するとか、賛成するとかということを、公の場で持ち出して言う ということはちょっと、それはフェアではないと思うのです。

そうすると、議会が萎縮してしまうので、それは議長のほうでもし、これからこういうことがあったときには、重々、議会のほうとしても、議論は議論としてやるし、賛成・ 反対もあるということを、議長、踏まえてちょっと見解をお聞き願いたいと思います。

うん。議長のほうに、いや、ここで反対とか、賛成があったとか、議場の中で反対があったということになると、それを公の場で市長は挨拶の中で言われたりするときに、これ全体の流れを言うのではなくて、一つだけ切り取って言われるというのはやっぱり、それはフェアでないし、議会が委縮してしまうと思うので、私は、そのことは強く申し入れというか、お願いを、議長にそういうところがないように図らい、議会の尊厳を持ってもらいたいので、それは私の要望とします。

それで、そのことで、あと、だから篠原部長に私も議会のときに、議員全員協議会のときに言ったのですけれども、それであるならばちゃんと説明する、札とか、ああいう、あの、立てかけたときに、こういう予算でこうなっているっていうことは、ちゃんと市の見解をそこに書いたり、歴史を書いたりしてくれって言ったのは、そういう意味で私は言ったので、それがないと、何でポッと出てきて、もったいないからみたいな話ではないと思うのだよ、税金ですから、そういうことを、ちゃんと執行部のあり方とか、そういうことを踏まえてやるということが大切ではないかと思うので、よく説明責任を果たしてください。

それと、アスファルトに関しては、やはり私は納得できないというか、観光の誘致、 市内の誘致ではないですかね。

ここは防災拠点としてなったのだから、それはやはり、網室長が言っているのは、時系列で言っているのは、そのとおりをただ言っていて、もう室長の立場で言ったら時系列を発表するしかないですけれども、これも、設計の段階で、執行部が強く、ここはもう、こういうことになるから、よりきちんとした形でアスファルトの厚みはやっておかないと、地震なんかのときに、そんな薄いのだったら、ゆがんでしまっていたら、逆に入れなくなってしまったりする場合があるわけですね。

今回これ気がついて、ここで補正で出たから、しっかりした駐車場になると思うのですけれども、そういうことを想定した場合に、マイクロバスが入ればいいというのは、市民がこれ本当に、鹿沼に直下型の地震があって、ゆがんでしまったときに、いざ防災拠点に入ったときに、駐車場がボコボコで入れなかったとか、給水車が入れなかったって言ったときに、それはちょっと落ち度がある。そのときに厚くしたのは、観光バスが

誘致するからというのでは、ちょっと説得力がなくて、私は同じ言うのであれば、防災拠点としての中で、不十分に、検討したら不十分で厚みのある駐車場につくり変えましたというほうが正当な説明だと私は感じますし、それが本来の説明責任だと私は思いますけれども、そこら辺のところ、見解をお示しください。

- ○梶原委員長 執行部の説明をお願いします。網庁舎整備推進室長。
- ○網庁舎整備推進室長 増渕委員の質疑にお答えいたします。

アスファルト舗装についてで、よろしいですかね。はい。

そちらは、先ほど説明しましたとおり、現在、中型バス等の、リーバスの対応の舗装 厚ということでございます。

それで、その厚みを簡単に言うと2倍ですね、倍にした厚みにする。

私のほうから先ほど、まちなかの誘致ということの話を第一ということで、最初に説明させていただきましたが、防災拠点、防災拠点にするというのは明白な事実なわけなので、一時的な避難、そういう拠点では、十分使用のほうは可能なのですが、長期的なということを考えると、まちなかの誘致プラス、さらなる防災拠点の拡充という意味も一部あるのかなということでは考えております。

以上で説明を終わります。

- ○梶原委員長 そのほか、質疑のある方はいらっしゃいますか。鈴木委員。
- ○鈴木委員 先ほど僕のほうでバスのほう、舗装のね、見直しのほうを質問させてもらったのですけれども、リーバスとか、大型バスも入るということだと思うのですけれども、前の駐車場の形を見ますと、間の道路が確か6メートルだったのですよね。

それで、6メートルだと、リーバスの軌跡図で多分回転半径というのは、多分6メートルある、もっとあるのではないかな。

そうすると、要はその駐車されていた場合は、ちゃんと中に入って回れるのかと、120台の形状の場合ね、変更しているのだったらわかりますけれども、今の要は予定の駐車場の区割り図で、リーバスならまだしも、それ以上大型なバスの場合は、中でちゃんと転回できるのか、ちょっとそこら辺お願い、質問、答弁をお願いしたいと。

- ○梶原委員長 執行部の説明をお願いします。網庁舎整備推進室長。
- ○網庁舎整備推進室長 駐車場についてですが、駐車台数は 120 台ということで整備のほうを進めております。

それで、斜度の部分は、基本幅が6メートル、あとは車が回る、カーブするところですかね、そちらはちょっと膨らみをつくっていますので、リーバス、リーバスのバスの軌跡は十分確保している計画であります。

しかし、大型バスですね、本当にすごい大型バス、そういったときには、事前に話があるかと思いますので、その辺はよく整理しながら、運用のほうをするようになるかと思います。

以上で説明を終わります。

- ○梶原委員長 鈴木委員。
- ○鈴木委員 わかりました。

僕がもうちょっと言いたいのは、今回駐車場の区割りが確か、通常の駐車場だと思うので、2.5×5メートルだと思うのですね。

だけれども、要はもう本当に、増渕さんみたいにレクサスの大きい、BMの大きい車を乗ると駐車場からはみ出るのですよ。

はみ出た場合に、普通にそのバスが入れるのかとかね、停める場所によっては、角にそういうレクサスの5メートル以上のクラスの車が停まっていた場合に、ちゃんと回転できるのかなと思って、ちょっとねえ、区割りの駐車場がちょっとカツカツだと思うのです。前にも僕、質問しましたけれども、セブンイレブン、皆さん、頭突っ込んで停めているでしょう、W線で。あれ 2.8 メートルなのですよ。

そういった余裕のある、要は区割りをしないのかなということなの。

それで、ちゃんと停める人も停めない人もいますからね、運転のもちろん技術もありますし、わざと、「僕、高級車だからね、2台分止めるんだ」って人もいるし、中には。だから、いろんな人がいるから、そういう状況に対応できるのかって、そのときに大型、そのリーバスとか、いろんな大型車両が入れるのかというところまで考えているのかということで、答弁をお願いします。

- ○梶原委員長 執行部の説明をお願いします。網庁舎整備推進室長。
- ○網庁舎整備推進室長 庁舎整備推進室長の網です。

駐車場のます、駐車ますと言っているのですが、そちらの大きさですね、真ん中と周りで違っていまして、真ん中の部分は幅 2.5 メートル、奥行きが 5.5 メートルになります。

それで、外周部分については、幅 2.5 メートルの奥行きが 6 メートルということで、 奥行きを十分確保しておりますので、中型、リーバス等のそういったバスの転回につい ては問題なく回れるかという計画であります。

以上で説明を終わります。

- 〇梶原委員長 市田委員。
- ○市田委員 番が回ってきました。

今回の継続費2億7,000万、約ね。

内訳を見ますと、大きいのがスライド。そして、アスベスト。これが、1億2,000万、両方合わせると1億2,000万と、今半分になるわけですけれども、それと杭長の調整、これは仕方ないなと思うのですけれども、確かに入退室管理システム、それとそのアスファルトね、多分設計の段階では、駐車場として、砂利の舗装、全体にみてしまったのだと思うのですけれども、やはり設計の配慮が足らなかったかなと、私も思います。

ですから、こういう議論になっているのかと思います。

それで、壁画もありますけれども、ちょっと前へ戻ってですね、執行残の件について、 当初予定価格の多分 60 億だったと思ったのですけれども、入札が多分、4億か5億安かったような気もするのですけれども、そういった残があるから、こういう、どんどん増やしたのかどうか、増やすというか、余裕を持って、「それじゃあ、これもやってみるかな」という。

というのは、民間でですね、例えば、10億の予算に対して、9億で落札していただいたということになると、「それじゃあ、あと1億は何か、もっといいものをつくってもらうか」というような考え方になりますけれども、その辺のところ、執行部で最初から、そんな考え方があったのかどうか、ちょっとお伺いをしたいと思います。

- ○梶原委員長 執行部の説明をお願いします。網庁舎整備推進室長。
- ○網庁舎整備推進室長 庁舎整備推進室長の網です。

工事関係の継続費予算ですが、当初は60億5,687万5,000円という金額でした。

それに対しまして、当初の契約ですね、そちらが 55 億 1,980 万円ということになって おります。

その後ですね、令和3年の第1回定例会におきまして、8,000万程度増額のほう、変更契約をさせていただきまして、その結果、56億195万9,000円という契約金額になっております。

今回ですね、変更契約、議案のほうを上程させていただいている金額なのですが、2億7,263万5,000円という金額になりますので、それを足し合わせますと、58億7,459万4,000円ということですので、予算に対しては、現段階では、執行残、予算の空いている枠というのですか、そちらが4億5,000万程度と。

それで、変更後、契約金額を入れましても、残り1億8,000万ぐらい残るような計算になっております。

もう1点、市田委員のほうから、執行残が出たらという話なのですが、入退室管理システムにつきましては、当初、今日の冒頭ですね、増渕委員に説明させていただきましたが、それ以外につきましては、工事を進めていく中で、変更理由、そういうものが出てきましたので、それに、施工にあわせて、変更しているという状況でございます。以上で説明を終わります。

- ○梶原委員長 市田委員。
- ○市田委員 議員全員協議会とか、私の一般質問でいろいろかぶっている部分もあるかと 思いますけれども、今回入退室管理システムに関しては、私は今回、当然入っている気 持ちでいたのですけれども、入ってなかったということで、また、壁画に関しても、ど んどん、議会軽視ということではないですけれども、ある程度、決める前にですね、議 会のほうに相談していただければ、こういう議論もなかったのかなとは思うのですけれ ども、やっぱりその辺の、増渕さんも言っていましたけれども、説明責任というのです か、もうちょっと、説明しているのですけれども、ちょっと、もうちょっと早く説明し てもらえばよかったのかなと思うわけでございます。

今の説明で聞くと、まだ1億ちょっと、その執行残が残っているということですけれども、これは別に安くできたわけですからいいわけですけれども、それを全部使うということではなく、よりよい使い方をして、あと1億いくらか残っているかと思いますけれども、いい形でですね、やっていただければと思いますけれども、その辺のところでもう一度お考えをお聞きできればと。

- ○梶原委員長 執行部の説明をお願いします。網庁舎整備推進室長。
- ○網庁舎整備推進室長 庁舎整備推進室長の網です。

工事費の予算の残金、1億8,000万についての考え方なのですけれども、現在、以前の議員全員協議会のときに、行政経営部長から説明がありましたが、これからの変更というものについては、文化財の調査、そういったところの部分は考えていますが、それ以外は、急激な社会情勢等の変化、そういったもので、どうなるかはわかりませんが、現時点では、それ以外の変更はないかなという認識でおります。

以上で説明を終わります。

- ○梶原委員長 市田委員、大丈夫ですか。
- ○市田委員 わかりました。

もう、ぜひですね、いい使い方をしていただけたらと思います。

あと壁画もですね、いろいろ今出ていますけれども、やっぱり庁舎で長く親しんできたという、市民の人も、そういった形でそれを残そうという気持ちは本当にわかるのですけれども、やはりそれまでの説明責任が、もうちょっと早ければよかったのかなと、決まる前にね、そんな思いで今いるわけでございます。以上です。

- ○梶原委員長 ほかにご質疑はありませんか。石川委員。
- ○石川委員 石川です。

私も壁画の部分なのですが、すみません。

やっぱり4メートル×16メートルってかなり大きなもので、しかも正面入ってすぐというのは、かなりインパクトもあると思います。

それで、そのイメージがどうしても、口で、口頭で聞いても、わかないので、できればそのパースの中に、この、この建物にこのぐらいの比率の大きさって、わかるようなものを、20日最終日の皆さんが判断する前に、何とか資料として提供していただけないかなというのが、本当は欲を言えば、そこに、その本来の図柄が、「こういう壁画でしたよ」ってわかるものが、入っていたらありがたいのですけれども、そういったことがまず可能かどうか。日数もあまりないので、無理なら仕方がないのですけれども、できればそういうものを提示してほしかったなということが1点と。

もう一つは、今回この常任委員会でどうするか、通す、通さないって、賛否をとった 後に、最終日に皆さんでまた判断すると思うのですが、そのとき、きっと意見が割れる と思うのですね。

それで、どっちの結果が出たとしても、何かこの、やっぱりこの壁画の部分だけは、どうにもこう、ほかの部分は何か、それぞれ理由があってわかるのですけれども、何ていうか、その壁画の部分だけは、保留というか、できないのかなというのが正直なちょっと思いでして、その場合なのですけれども、本来、壁画をどこか決まるまでは保管しておくということだったと思うのですが、その保管のための費用というのが、どのぐらいかかるのかというのと。

駐車場を整備するときにあわせて、その壁画設置の工事が行われると思うのですが、 それを一度に行う場合と、とりあえずは、その壁画は後回しにして、後に、やっぱり皆 さんで納得して、設置しましょうとなって、二段階にやった場合では、むしろ例えばす ごく工事費用がかかってしまう。土台の基礎の部分といいますか、で、そういうことも、 もしわかれば、つまり、そもそも、その壁画の部分だけを、保留にできないのかなという のをちょっとお聞きしたいです。

それで、最後に、壁画のその、そのものの価値について、議員全員協議会のときにも、 作者の方がすごく有名な方でというお話は伺ったのですが、実際、壁画としての価値は、 いくらぐらいの価値があるものなのか、もしわかればお願いします。

- ○梶原委員長 執行部の説明をお願いします。網庁舎整備推進室長。
- ○網庁舎整備推進室長 庁舎整備推進室長の網です。

まず、パースの一部というところなのですが、最終日までにということなのですけれども、こちらはちょっと検討のほうをさせていただくような。

先日の議員全員協議会では平面図という、平面図に壁画の位置を記載して、お渡しして、資料説明しているかと思うのですけれども、それとは別にということのお話ですか。

- ○梶原委員長 石川委員。
- ○石川委員 平面図ではなくて、その正面から見たときに、どんな大きさで、ボーンって 見えるのかなというのが、イメージがわかないのです。素人なので。
- ○梶原委員長 網庁舎整備推進室長。
- ○網庁舎整備推進室長 イメージ図につきましては、ちょっと確認のほうをさせていただきたいと思います。

ほかの質問につきましてなのですけれども、議案のときに壁画の部分をどうするかというときの話なのですが、私の口から、それがどうということはお話できないので、執行部、鹿沼市としましては、変更契約の議案として、2億7,000万の議案で上程させていただいておりますので、ご審議をお願いしますということになります。

ほかに、別々に工事ということになったときなのですけれども、今回工事の中に入れることによって、そこの諸経費分が浮く、プラス、執行率というのが、先ほど市田議員の話、質疑の中で、予算に対しての、実際の契約額、ということは執行率等ありますので、別にやるよりも、一緒にやったほうがかなり金額的には割安になるのかなということで思っています。

最後、壁画の価値についてなのですけれども、そちらについては、ちょっと壁画、あの壁画を一つの美術品って価値、どうなのということになりますと、ちょっと詳細は不明でございます。

以上で説明を終わります。

- ○梶原委員長 佐藤委員。
- ○佐藤委員 壁画をですね、後からやれるようにしておけと言ったら、「いや最初にやった ほうが安く済むのです」って。

では、入退室管理システムも、最初にやったほうが安くついたのではないですかって 言ったら、「いやいや、もう将来見越して、配線はしといたのです」って、胸を張って言 うわけですよ。

この違いをどう解釈したらいいのか悩むのですね。

それで、逆に僕は、これはすぐ、勝手な僕の想像なのですけれども、壁画の写真が本 当は僕はあるのではないかと。

庭石も本当はあるのではないかと、ちょっと違うのですけれども、あるのでは。

ただ、壁画の写真だけが、どんとあると、では同じ壁画だって、庭石だって、文化芸術の価値のあるものという感じでは、壁画だけはちゃんと写真を撮っておいたのに、なぜこの庭石を撤去したりなんだりしたときに、写真を撮っておかないのだなんて、こう突っ込まれてしまうから、壁画の写真はないのだと。

だから、本当は壁画もちろんあるし、庭石もどこかにあるし、どっちの写真もあるのではないかっていう、もうこれはミステリーなので、今こう言ってもしようがないので、ちょっと一つ一つのことを、指摘をしていきたいのですけれども。

まず、庭石のことなのですけれども、これは何年か前に、自分はこの庁舎整備の議論が進んでいる過程の中での提案として、一般質問で、あそこの丸いロータリーの庭というのは、駐車場の用に供するためにも、もう、あれを脇にずらしたほうがいいのではないかって言ったのですね。

そうすれば、駐車スペースも確保できるしと、そうしたら執行部のほうは、「あれはそのまま残すんだ」って胸を張って言うわけですよ。

あのままにしておいて、今になって急に設計を変えてしまったり、挙げ句の果てには、その庭石をどこかにやってしまったっていうところが、やはりその方針が、いつも本来指摘しているのに、聞かないでおいて、後になって急にやってしまってというところに、個人的には憤りを感じるのですけれども、実際、確認したいのですけれども、どの時点で、そこの丸くなっている園庭を少し減らしてしまおうとか、どこで、どういう決断がされて、それで、佐藤市長得意の「議会が承認した」という中で、では、僕ら、いつ、その説明を受けて、「ああ、しようがないね」って、「何年か前にも言ってたけど、そんときはやらないって言ってたけれども、今になってやるんだね。ああ、いいことだね。しようがないね」って、いつ我々は、あそこの庭を当初言っていたものから、変えるということに賛同したのか教えてください。

- ○梶原委員長 執行部の説明をお願いします。網庁舎整備推進室長。
- ○網庁舎整備推進室長 庁舎整備推進室長の網です。

庭石の件でございますが、基本設計の段階から、駐車場計画ということで、いろいろ 計画しておりました。

その中で、平成31年の2月の議員全員協議会だったかと思うのですが、その後、3月、そちらに市民説明会、3月議会でですね、行政経営部長が答弁させていただいたとおりになるのですが、その説明会において、図面、図面やイメージ図、そういったものを用いて説明のほうをさせていただいております。

なので、そこでお知らせしているという理解でございます。

以上で説明を終わります。

- ○梶原委員長 佐藤委員。
- ○佐藤委員 では、その平成31年の3月議会のときに、もう我々、そのときに、「あの大きな石をどうするんですか」って、聞かなかった我々にちょっと、チェック機関としての落ち度があったということになるでしょうか。
- ○梶原委員長 執行部の説明をお願いします。網庁舎整備推進室長。
- ○網庁舎整備推進室長 庁舎整備推進室長の網です。

議員の皆様に落ち度とか、そういうことは全く私、考えておりません。

3月議会で答弁した内容で、31年の3月にお知らせしていますということを説明させていただいたのみです。

以上で説明を終わります。

- ○梶原委員長 佐藤委員。
- ○佐藤委員 わかりました。

落ち度がある、ないなんて、確かにそっちから言えるはずないので、聞いた私が間違っていましたが、ただ、31年ですから、もう今4年前、3年前ですか、何か全然記憶が

なかったもので、鰕原委員が前回の議会で、その砕いた云々という話をするまでは、もうてっきり、元のまま残るものだと思っていたので、やはりこういう大きなプロジェクトというのは、もう10年以上やっているので、さすがにしんどいのですけれども、しっかりとウォッチをしていかないと、いつ、どうしたという事実関係の中で、我々が反対をすると、「いや、議会が認めたじゃないですか」って言われるし、反対をすると、「反対した」って方々で言われてしまうので、なかなか責任の重さを感じているので、感じるがゆえに、もう少し続けて質問したいのですが、ただ、1個してしまったので、ほかの方、何かあれば、一旦お譲りをしたいのですが、いらっしゃいますか。

では、一旦下げます。

- ○梶原委員長 増渕委員。
- ○増渕委員 先ほど網室長のほうからあったのですけれども、この第 47 号議案の、前、市長がおっしゃっていた、「分離でやっていればよかったじゃない」というふうな話になったときがあったですね。防災と、何だ、補正で出たときの防災と、一部市庁舎のあれが一緒に出てきて、それの中の一部反対したときに「反対だ」って言われたのが、流れであるのですよね。この前、台風が、令和 2 年の台風のときの後に、その補正で防災の、防災ではない、何だ、その災害に対する補正が出たときに、そのときに 45 万か 50 万の新庁舎整備というのがあって、そっちに反対したのだけれども、災害対策に反対したというような言い方でやったときに、市長が「一部だけですよ」って言ったときに、それだったら分離で、そこのところだけあれって言っている。

議案でこういうふうに上がってきてしまったときに、これ聞きたいのは、事務局長か 誰かに聞きたいのは、これ、誰でもいいのですけれども、これ詳しい人、教えてもらい たいのですけれども、この 45 号の中の一部分だけというふうな形の反対というのはどう なのですかね。

全体ではなくても、そういうふうな形では。

先ほど網室長のほうは、それによってお金がかかる。それは、お金はかかると思います。その説明は私は納得しているのですけれども、分離発注しても、そこだけは、この執行残とか、そういうことも考えて、執行率と考えるけれども、これに関しては、その先ほどの、詳しく言うと壁画に関して、どういうふうな形をとるかというときに、迷っている議員もいらっしゃると思っているし、ニュアンス的に私はそうくみ取ったので、そういうことができるのか、一部反対とか、一部こういう形でということで、できるのかどうかということを誰かにお聞きしたいのですけれども、私の勉強不足で大変申し訳ありません。

○梶原委員長 暫時休憩といたします。

再開は2時20分といたします。

(午後 2時09分)

○梶原委員長 休憩前に引き続き再開いたします。

(午後 2時20分)

- ○梶原委員長 執行部の説明をお願いします。小杉事務局長。
- ○小杉事務局長 それでは、ご説明いたします。

先ほどこの議案を壁画の部分だけ分けることはできないかというお話であったのです

けれども、予算でしたらば、修正案ということも可能かと思いますが、この議案は一つの契約を可とするか、否とするかということで、議案として提出されておりますので、 議案として分けることはできませんので、部分的に納得できないことがあれば、否としていただくのがよろしいかと思います。

説明は以上です。

- ○梶原委員長 増渕委員。
- ○増渕委員 大変ありがとうございました。明確な説明ありがとうございます。わかりました。
- ○梶原委員長 佐藤委員。
- ○佐藤委員 まだ、ちょっと壁画が続くのですけれども、庭石はね、もう砕いてしまったと。

壁画は残すけれども、前回の議員全員協議会で、耐候性ですか、天気に対しての、どのぐらいもつかどうかはわからないって。

そうすると、それが確証を得られないまま、この3,000万ぐらいかけてやったら、その壁画もだめになってしまうのではないかって思うと、慎重にならざるを得ないのかなという、お金はかかったわ、もうそれもなくなってしまうわだったらば、後から追加でかかってしまってもいいけれども、それがだってべらぼうな金額にはならないと思うのですよ。

仮に今、やらないで、壁画は菊沢コミセンにずっと保管しておいて、それで本当にい ろいろな、保存の技術なり、場合によってはレプリカだっていいと思うのですよ。

だって、そもそものその彫刻の本体自体がもともとのデザインに対してのレプリカだって考えると、やっぱり芸術的なその魂というものは、レプリカでも十分できると思うのですよ。

そういう中で、その壁画を、前回の議員全員協議会でちょっと聞き足りなかったのですけれども、本当にあそこに、では、屋外にやって、どのぐらい、今、執行部の考えでは、ずっともたせることができるのかって、逆に言ったら、何かやって、10年後ぐらいして、傷んできてしまったので、それこそ、そのときになって、レプリカでまたつくり直すので2,000万ですとか言われたら、また、「あのとき言ったとおりにすればよかったじゃないか」って、悔しい気持ちに自分もなってしまうのですけれども、もう一度整理しますが、本当に、あそこに現状壁画を屋外に設置をして、どのぐらいその品質というものを保てるような情報というものを、前回よくわからないって言っていましたけれども、大分日にちがたっていますので、何か追加での知見というものがあれば、説明を求めるものであります。

- ○梶原委員長 執行部の説明をお願いします。網庁舎整備推進室長。
- ○網庁舎整備推進室長 庁舎整備推進室長の網です。

壁画のコーティング、佐藤委員の質問にお答えいたします。

まず壁画につきましては、表面のコーティング、どういったものをするかといいますと、光沢復元剤というものと、吸水防止剤という2種類のコーティングのほうをいたします。

それで、メーカーに確認しましたところ、メーカー施工、25件程度、件数が少ないの

ですけれども、20年以上経過して、汚損も特になくというものも、ということだそうです。

それで、ちょっとどの程度もつのか、色付き石の効果、こういったものを聞いてみましたら、コーティング剤の耐候性は 15 年から 20 年。

しかしながら、そこで、ほこりがたまってしまうので、ほこりを落として、水洗いして、その後、吸水防止剤というコーティングを、10年に1回ぐらい、そういうものをやれば、長持ちするということで、確認はしております。

以上で説明を終わります。

- ○梶原委員長 佐藤委員。
- ○佐藤委員 もうちょっと美術に詳しい議員がここにいればななんて、今、余計なことを 思い出したのですけれども、10年に1回、では、メンテナンスをするというのは、それ がまた実は聞いて、値段を聞いたらびっくりしてしまうような額なのかななんていうね。 当然、車を買うときに、「いや、5年に1回、コーティングで大丈夫ですよ」と言った ときに、コーティングの金額を聞かないで買うということはないわけですから、そのメ ンテナンスの費用の現時点での相場というものと。

あと、20年ぐらいもっている事例があるということならば、当然全国内でも、実績のある工法なのでしょうから、どこかで、そういうものがあると、それで、その20年もっているものは、どこの、どういう壁画なのかという情報を教えてもらえませんか。確かめたいなと思いますので、以上2点です。

- ○梶原委員長 執行部の説明をお願いします。網庁舎整備推進室長。
- ○網庁舎整備推進室長 庁舎整備推進室長の網です。

まず前回ですね、5月18日の議員全員協議会、そちらで佐藤議員のほうからコーティングの実績の質疑がありまして、そちらは内容を整理して、施工物件、先ほど言いました25件の一覧表も含めて、情報提供のほう、議員の方にさせていただいております。

すみません。その説明を、私のほうですね、しないで、内容だけ説明してしまいましたが、はい。

それを踏まえて説明させていただきますと、先ほど言ったその防水云々というのは、 先ほどの内容で、メンテナンス費用は10年に1回40万円程度という形の金額を確認し ております。

ちなみに、主な施設としては、20、一覧表にある中で、旧岩崎家の保存、東京の台東 区ですとか、大阪の中央公会堂の保存、そこの外壁でちょっと色つきの石の、石の外壁 を保存している状態で施工している物件があります。

以上で説明を終わります。

- ○梶原委員長 佐藤委員。
- ○佐藤委員 これで、事務局から来たのでしたっけ、情報提供、施工実績とか。

壁画でちょっと検索したら、出なかったのですけれども、FAXか、あれ、ごめんなさいね。来ていたのだったら、もうこれは伏して謝るばかりなのですけれども、いただいていました?本当に情報。

だって、鰕原さんが知らないんだもんさ。

○梶原委員長 小太刀議事課長。

○小太刀議事課長 すみません、議事課の小太刀です。

ただいまの質疑にお答えいたします。

網室長のほうから、議員全員協議会の後に、資料のほう、情報提供いただきまして、 当日だったか、翌日だったか、ちょっと定かではないのですが、議員全員協議会の翌日 ぐらいだったと思うのですけれども、すみません。

議員の皆さんのタブレットのほうに送付させていただいているはずです。 説明は以上です。

- ○梶原委員長 増渕委員。
- ○増渕委員 壁画の件で、これ最終なのですけれども、あれだけの大きさのもので、重くて、先ほど平面図で見て、あれが地震とかあれで、崩壊しないとか、崩れて、駐車場のあそこのところだから、市民の皆さんがちょうど通ったときに倒れるなんていう、その安全面のほうは大丈夫なのですかね。あれだけ大きいものが。

それと、壁画は、それは耐久性を、そうやって網室長がおっしゃった、言ってられたように、きちんとなるのでしょうけれども、後ろの支えが鉄骨とかあれだと、朽ちてきたりするときの、補強度というのは、大丈夫なのかなということ、そこだけ、何かあったときに、たまたま運悪くその壁画が落ちてきて、自動車がつぶれてしまったとかということはないのかなという、そこだけ確認します。

- ○梶原委員長 執行部の説明をお願いします。網庁舎整備推進室長。
- ○網庁舎整備推進室長 庁舎整備推進室長の網です。

まず壁画についてでございますが、壁画を取りつけるのは、コンクリートの大きい壁、 今議会棟の西側にあるようなコンクリートの土どめをつくりまして、そこに壁画を取り つけるということで考えております。

それで、その取りつけに際しましては、今行政棟の東側に深岩石の外壁が、4メートルぐらいの高さまでありますが、そういうような下地を取りつけて、落下防止、建築基準法の外壁の施工と同じような形で、構造計算もしていますので、安全は間違いない形で検討しております。

以上で説明を終わります。

- ○梶原委員長 そのほか、質疑ありますか。鰕原委員。
- ○鰕原委員 えっとね、いろいろ議論してきましたけれども、ちょっと財政面のことで、 お聞きしますね、どうもわかりづらいので。

結局、この建物はね、60億円以内でつくるのだという、言わばこれは市長の政治的な 発言ですよね。

政治色がすごく強かった新庁舎整備事業の最初の取り組みですよ。

普通は、かかるものはかかるのだから、「いくら以内でやります」なんていう建物の建て方はしないのですよ。まだ積算ができてないのだから。

それで、きつくなってきたから、結局整備室のほうでは、新庁舎整備室のほうではす ごく職員の方は苦労していると思いますよ。それに合わせなくてはならない。

だから、財政計画も何も、本当に複雑になっていますよ。

それで、それを明らかにしてもらいたいのですけれども、今回ね、これだけ工事契約の変更になったので、ある程度もう固まってきたでしょう。

その中でね、事業費、事業費は 68 億円ぐらいかかるって言っているのですよ。 それで、その事業費も2つに分けているのですよね。

初期事業費が65億円で、地元発注枠が3億円だなんてね、普通は地元発注枠も、ほかへ発注しても関係ないのですよ。総事業費は68億円なのですよ。

だから、そういう言い訳をする、せざるを得ないような、知恵を絞ったやり方なのですよ。

だから、相当、新庁舎整備室の職員の方はね、苦労していますよ。

このように、1時間半も、もうほとんど壁画のことでやっているわけですから。

それで、そのほかにね、経費が5億円かかるから、かかっているから、もう73億円だっていうわけですよ。

それで、この73億円をどう予算づけするかっていうと、継続費では61億5,402万7,000円というのが4年間の継続費で載っているから、その継続費の中で、さっき言った、まだ余裕がありますよという額を出しているのですけれども、実際はもう73億円なのですよ。

だから、その 61 億 5,402 万 7,000 円の財源内訳と、それと、その継続費以外の 6 億 4,149 万 4,000 円の新庁舎整備事業費の財源の内訳と、それと、各所管課でやったという、ほかの経費 5 億円の財源の内訳、その 3 つを分けて聞かないとわからないのですよね。

その3つを分けて説明してくれます?

- ○梶原委員長 執行部の説明をお願いします。網庁舎整備推進室長。
- ○網庁舎整備推進室長 庁舎整備推進室長の網です。

庁舎整備推進室のほうで所管している内容については、基本 68 億という金額になります。

それで、65 億と 3 億、それぞれのということでございますが、合算 68 億、それに対して市債が 38 億円。

基金が30億円ということの、財源の見通しになっております。

その他の経費ということで、5億円、そちらにつきましては、所管部署で、必要に応じて当初予算、予算に計上しますから、そのときの財源、どうなるかというのは、ちょっと存じ上げないところです。

以上で説明を終わります。

- ○梶原委員長 鰕原委員。
- ○鰕原委員 そうするとね、68億円だ、自分たちが所管しているのは68億円だと。

そのうち38億円というのが、市町村役場機能緊急保全事業ですよね。

そうすると、緊急役場保全事業の、この起債対象経費というのは、もう 38 億円で決まりですね。

- ○梶原委員長 執行部の説明をお願いします。秋澤財政課長。
- ○秋澤財政課長 財政課長、秋澤です。

庁舎の財源としては、計画当初から起債と市債、これを活用して実施するということで、ご説明申し上げてきました。

それで、今お話したのが 68 億円、これのベースというのは、恐らく予算ベースですよ

ね。

予算ベースでいけば、当然基金のほうは 30 億、準備してありましたので、残りの額は 基本的に起債を使うということであれば 38 億円ということになるかと思います。

ただ、どうしても各年度の決算額については、予算から変更になりますので、決算ベースにおいては、そこからは変更があるかもしれませんが、現在言える、その計画としては基金30億、市債38億円ということが目安になるかと思います。

以上で説明を終わります。

- ○梶原委員長 鰕原委員。
- ○鰕原委員 市町村役場機能保全事業のね、鹿沼市の38億円って言われている起債対象経 費の計算は、どのような計算で、これを出していました?
- ○梶原委員長 執行部の説明をお願いします。秋澤財政課長。
- ○秋澤財政課長 すみません。詳しい資料、ちょっと持っていないものですから、起債の 考え方について、私のほうからお話したいと思います。

起債が発行できる事業については、地方財政法 5 条の中で決まっておりまして、この建設事業債、建設事業債のほうに含まれる経費としては、建設工事費、また工事監理委託、まあ工事に付随するものということで、あと備品関係ですと、単価 100 万円、1 個の単価 100 万円以上の備品購入費。そういったものが入ります。

それと、あと実施設計ですね、実施設計費なんかも入ってきます。 あくまでも工事に付随する経費のみが起債の対象ということになります。 以上で説明を終わります。

- ○梶原委員長 鰕原委員。
- ○鰕原委員 そうするとね、先ほど 68 億円だって言いましたけれども、今回具体的に、その載っているね、その他経費ですよ。

その他経費も、細かく言うなら言いますけれども、オフィスアドバイザリー業務とか、 電話交換設備業務とか、ウッドインフィル作成業務とか、仮庁舎の建物・駐車場借上料 とか、IP電話リース料とか、書架購入費とか、行政情報ネットワーク構築業務とか、 防災機器移設業務とか、各部局個別システム移設一式とかというのは、附帯に含まれる 経費になると認められると、その38億円以外にも、市町村役場機能緊急保全事業債の対 象になるのですか。

- ○梶原委員長 執行部の説明をお願いします。秋澤財政課長。
- ○秋澤財政課長 財政課長、秋澤です。

ただいま鰕原委員が言われた細かな部分の経費なのですけれども、基本的には、考え 方としては、起債の対象となる部分は起債を使って、その対象外となる部分は基金を使 うというような考えでやってまいりました。

それで、参考までに今年度の当初予算、これは継続費も含む事業費になりますけれども、その中でいうと、今から申し上げるのは、工事に付随するものだけですので、全て委員さんが意図されている金額というのが含まれているかどうかというのは、ちょっと不明なのですが、まず庁舎の整備建設工事、それと工事監理業務、この辺は継続費の範囲になるのですが、それと内装の木質化、それとオフィス設計アドバイザリー契約、これらを含めまして、今年度当初予算では13億7,706万1,000円、この事業費を計上して

おります。

その財源として、市債が 10 億 8,710 万円で、その他、2 億 8,976 万 4,000 円となりますけれども、そちらのほうには基金を充当するというような予算を編成しております。 以上で説明を終わります。

- ○梶原委員長 鰕原委員。
- ○鰕原委員 そうするとね、まず起債ができるものは起債をして、そして、できないものは基金を取り崩すというのが、この新庁舎整備事業の基本の財源になります?
- ○梶原委員長 秋澤財政課長。
- ○秋澤財政課長 財政課長、秋澤です。

新庁舎の整備計画に当たっては、当初から起債が使える部分は起債で、残りの部分を 基金で賄うというような形で計画をしておりました。

以上で説明を終わります。

- ○梶原委員長 鰕原委員。
- ○鰕原委員 そうすると、それがはっきり決算でわかるのは、5年度決算になるのかな、 4年度でみんなわかってしまうのかな。どっちになるのです?
- ○梶原委員長 秋澤財政課長。
- ○秋澤財政課長 継続費を設定している部分であれば、令和4年まで継続費を設定しておりますので、継続費については、決算、最終年度が完了した翌年度の精算報告というのがあります。

それで、継続費については、その精算報告でわかるかと思います。

ただし、ほかの外構等の付随する工事があるかと思うのですが、最終的には令和5年度までかかる予定ですので、そちらの数字も含めた決算が確定するのは、令和6年度になるかと思います。

以上で説明を終わります。

- ○梶原委員長 鰕原委員。
- ○鰕原委員 全部わかるのは、令和6年度の今頃ということに理解していていいのかな。 財政面で。
- ○梶原委員長 秋澤財政課長。
- ○秋澤財政課長 当然額が固まるのは、再来年の6月。

ただ、これは決算として議会のほうに上程するようになるのが、9月議会になるかと 思いますので、議案としては、決算が確定するのはその時点になりますので、再来年の 9月議会ということになるかと思います。

以上で説明を終わります。

- ○梶原委員長 鰕原委員。
- ○鰕原委員 わかりました。ありがとうございました。
- ○梶原委員長 ほかにご質疑ありませんか。佐藤委員。
- ○佐藤委員 先ほどの壁画の情報提供、ありました。申し訳ありませんでした。 ただ、これではわからないなという、議会の問題なので、まずは執行部にお詫びを申 し上げます。

それで、壁画の話なのですけれども、少し前の網室長の答弁の中で、前々から、この

庁舎整備計画の中で、旧庁舎新館の壁画を検討していたということをおっしゃいました けれども、これも私は初めて聞いた気がするのですけれども、やっぱり言ってたですか? これは。

もう 10 年前ぐらいからやっているから、「そんなぁ」という話なのですけれども、我々に説明はあったですか、「検討してるんだ」的なことは、お願いします。

- ○梶原委員長 執行部の説明をお願いします。網庁舎整備推進室長。
- ○網庁舎整備推進室長 庁舎整備推進室長の網です。

そちらの佐藤委員の質疑にお答えいたしますと、壁画、それは設計業者をプロポーザル選定するときなので、平成28年度で、実際は29年でしたかね、29年の、そのときに、最優秀の業者の内容を説明しているかと思います。

以上で説明を終わります。

- ○梶原委員長 佐藤委員。
- ○佐藤委員 では、その最優秀の業者が決まったときに、選んだ理由の中のプロポーズの中に、そういう壁画の活用ということを我々に示しているという、我々議会に説明したということでいいのですね。後で記録を確認しますけれども。
- ○梶原委員長 執行部の説明をお願いします。網庁舎整備推進室長。
- ○網庁舎整備推進室長 庁舎整備推進室長の網です。

佐藤委員の質疑にお答えいたします。

そのような理解でよろしいかと思います。

以上で説明を終わります。

- ○梶原委員長 佐藤委員。
- ○佐藤委員 では、壁画はこれで終わりです。

それで、次、入退システムなのですけれども、いいことだと思うのですよ、つけるのは。

ただ、これも、では、いくつか確認したいのですけれども、当初の計画ではなかった わけですよね、入退室管理システム。

当初なかった理由をまず教えてください。

- ○梶原委員長 執行部の説明をお願いします。
- ○佐藤委員もう、これ、わかりました。

本当にこれ、議事録に残しておかないと、これ大事な問題だから、自分も聞いているのもあるのですけれども、本当に理解が間違っていたのもあって、よかったのですけれども。

では、当初あったのに、やらなかった理由は何だったのでしたっけ。

- ○梶原委員長 執行部の説明をお願いします。網庁舎整備推進室長。
- ○網庁舎整備推進室長 庁舎整備推進室長の網です。

佐藤委員の質疑にお答えいたします。

午前中、増渕委員の質疑でお答えした内容の繰り返しになってしまうのですが、60 億円から65億円で、工事費内容をまとめる際に、どうしても入れることができなかったので、一旦入れなかったということでございます。

以上で説明を終わります。

- 〇梶原委員長 佐藤委員。
- ○佐藤委員 わかりました。

だけれども、予備の配線なり、拡張性を残した工事はしておいたわけですよね。 最初の設計から、あと、それは、では、もう後で、追加して、足してやろうということをもともと想定していたという認識でいいのでしょうか。

- ○梶原委員長 執行部の説明をお願いします。網庁舎整備推進室長。
- ○網庁舎整備推進室長 庁舎整備推進室長の網です。

佐藤委員の質疑にお答えいたします。

まず配線と、委員おっしゃっているのですが、配管で、線は、すみません、通しておりません。配管のみです。

それで、後で、本体とか、配線とか、そういうものを入れやすいように、配管だけは、 今回の工事でやらないと効率性がよろしくないので、配管だけやって、後でいつでも入 退室管理システムを入れられるように計画したということでございます。

以上で説明を終わります。

- ○梶原委員長 佐藤委員。
- ○佐藤委員 では、最初はつけたい議論もあったけれども、60 億の予算を守るので、つけなかったと。

ただし、後からつけられるように、パイプの設置はしますという説明は、僕ら、いつ、 もらってたでしたっけ。

- ○梶原委員長 執行部の説明をお願いします。網庁舎整備推進室長。
- ○網庁舎整備推進室長 庁舎整備推進室長の網です。

佐藤委員の質疑にお答えいたします。

こういう入退室管理システム、予定しているので、配管を入れておくということについての説明のほうはしておりません。

ただ、全体の工事で、「こういう建物をつくるんです」で、「いくらです」という説明をさせていただいているということになります。

以上で説明を終わります。

- ○梶原委員長 佐藤委員。
- ○佐藤委員 ちゃんと正直にパイプの説明をしていないということをいただいたので、ちゃんと記録に残せました。

では、どうして説明しなかったのですか。しておいてくれてもよかったではないですか。

車で言ったらですよ、ナビつきの車、なしの車があるけれども、「いや、これから、今、 長く乗るときにね、ナビゲーションも古くなって、取りかえるかもしれないですから、 あえてなしにしておきました」とかね。

「後で配線、いろんな、つけられるようになってます」とか、そういう説明、車だったらあるのですよ。

これだって、あったってよかったのではないかなと思うのですけれども、そこ、どうお考えでしょうか。しなかった理由って、何かあったでしょうか。

○梶原委員長 執行部の説明をお願いします。網庁舎整備推進室長。

○網庁舎整備推進室長 庁舎整備推進室長の網です。

一般的な建物を建てる場合、今回は庁舎ですけれども、ほかの議案、ほかの物件なんかもですね、こういう建物、こういう構造で、こういう面積で、こういう部屋があります。それで、建築、電気、機械でまとめていくらですという説明をさせていただいております。

同じような形で、庁舎整備も説明しているところです。

以上で説明を終わります。

- ○梶原委員長 佐藤委員。
- ○佐藤委員では、今回もね、後からシステムを足すのだと。

でも、事前にそういう準備はしておいたという中では、似たような事例なりというのは、今あるでしょうか。

また、建った後とかね、場合によったら来年夏まで建てている中で、追加で何かドーンとね、出てくるのだと、そのときにも、「いや、もう事前にそういう拡張性を含めた対応をしておいた」ということがあるのかなという意味では、今後のそういった追加の工事が起こることに備えて、何か今拡張性を持たせた計画や整備建設というのを、何かしていますか。

- ○梶原委員長 執行部の説明をお願いします。網庁舎整備推進室長。
- ○網庁舎整備推進室長 庁舎整備推進室長の網です。

佐藤委員の質疑にお答えいたします。

まず、拡張性っていいますと、ちょっと意味は違うかもしれないのですが、電気室の中とかは大きいキュービクルという、電気設備があるのですが、それが途中で入れ替えるようなスペースを設けております。

あと、屋上も空調機の機械がいろいろついているのですけれども、後で入れ替えるようなメンテスペース、そういうものは用意しています。

なので、佐藤委員が言っている内容とは少し離れるのかなというのをまず説明させていただいて。

拡張性を持っているというと、太陽光発電、後で屋根面につけられるように、屋根の 荷重は、太陽光パネルがつけられるような屋根の荷重にしております。

以上で説明を終わります。

- ○梶原委員長 佐藤委員。
- ○佐藤委員 では、私の聞き方がちょっと、答えにくい聞き方をしてしまったのですけれ ども、では、もうちょっとちゃんと聞きます。

だから、今回のみたいな、入退室システムのようなもので、本来だったらば、今回の整備にあわせてほしいなという機能はあるけれども、入退室システム同様、予算の関係で、今は見送ってあるようなもの、ただ、それが、今後、追加できるように、準備はしていますかって。

ある意味、ソーラーも、言ったらそうですよね。

本当は新築のときに、「ソーラーね、つけたいけど、やっぱりソーラーも予算、ローン高いから、ただ、つけられるような屋根にだけ、お父さん、丈夫にしときましょうね」 みたいな話ですから、似たような話だと思うのですけれども、何かそういう、ほかの事 例で、本来ほしかったけれども、予算の関係で見送ったけれども、後から対応できるような、何か準備というものを、しつらえというものをされていますか。

- ○梶原委員長 執行部の説明をお願いします。網庁舎整備推進室長。
- ○網庁舎整備推進室長 庁舎整備推進室長の網です。

佐藤委員の質疑にお答えいたします。

予算が範囲外になってしまうからやらないで、後からやるという質問かと思いますけれども、そういう予定しているものは、入退室管理で、今回やりますので、ほかはないという理解で、お願いします。

以上で説明を終わります。

- ○梶原委員長 佐藤委員。
- ○佐藤委員 わかりました。

では、今回追加でね、2億、3億弱ですけれども、もう来年の夏には完成する話ですから、もう今の時点で何か、後からね、前から考えていたという、言われたくないので、 今の時点で、もう来年の夏の最終的な完成、外構とかはいいですよ、細かいのは。

それ以外で、今何か追加で予算かかりそうでということで検討していることは何かありますか、ありませんか。

- ○梶原委員長 執行部の説明をお願いします。網庁舎整備推進室長。
- ○網庁舎整備推進室長 庁舎整備推進室長の網です。 庁舎整備に関係する内容としては、後でやろうという計画は、今のところありません。 以上で説明を終わります。
- ○梶原委員長 佐藤委員。
- ○佐藤委員 そうすると、善意に解釈すると、今回の追加で 73 億になるけれども、これが 来年の夏の完成までには、最終の追加なのかなという、今の時点では、この聞いている 限りでは、そちらの答弁を信じる限りにおいては、73 億が、これが最後なのかなって、 後は、今もう何も計画ないというわけですから、これで、ただ、きてしまったら、すご いびっくりしてしまうのですけれども、それは、また、これからの楽しみということな ので、今のところ、この関係に関しては、私、質問は終わります。以上です。
- ○梶原委員長 ほかにご質疑はありませんか。

別段質疑もないようですので、お諮りいたします。

議案第47号については、原案どおり可とすることにご異議ありませんか。

(「異議あり」と言う者あり)

- ○梶原委員長 異議がありますので、挙手による採決いたします。 佐藤委員。
- ○佐藤委員 私は先に申し上げています。賛成でも、反対でもなく棄権です。以上です。
- ○梶原委員長 それでは採決、挙手により採決いたします。

原案に賛成の委員の挙手をお願いします。

(举手3名)

○梶原委員長 可否同数であります。

よって、鹿沼市議会議員、鹿沼市議会委員会条例第14条の規定により、委員長において、本議案に対する可否の採決をいたします。

第47号につきましては、委員長は可決と採決いたします。

次に、議案第49号 物品購入契約の締結についてを議題といたします。

執行部の説明をお願いします。稗田警防救急課長。

○稗田警防救急課長 警防救急課長の稗田です。よろしくお願いいたします。

議案第49号 物品購入契約の締結について、説明いたします。

鹿沼市消防署粟野分署に配備しております、高規格救急自動車1台の購入にかかわる 指名競争入札を去る4月28日に行った結果、栃木トヨタ自動車株式会社鹿沼店が3,470 万5,000円で落札いたしましたので、本件契約を締結することについて、議会の議決を 求めるものであります。

以上で説明を終わります。

- ○梶原委員長 執行部の説明は終わりました。 質疑のある方は順次発言を許します。鰕原委員。
- ○鰕原委員 このね、高規格救急自動車というのが、栗野分署に配属されるということで、 大変ありがたく思っておりますが、現在のね、栗野分署に配置されている自動車は何台 で、これを入れることによって何台になるのか、お示し願えればと思います。
- ○梶原委員長 執行部の説明をお願いします。稗田警防救急課長。
- ○稗田警防救急課長 鰕原委員のご質問についてお答えいたします。

現在、粟野分署には、同様の救急車が1台、水槽付き消防車1台、普通消防車1台、 それと指令広報車1台の4台を配備しております。

以上で説明を終わります。

- ○梶原委員長 鰕原委員。
- ○鰕原委員 そうしますと、今回1台増えたことによって、総台数が増えるということで、 理解してよろしいですか。
- ○梶原委員長 稗田警防救急課長。
- ○稗田警防救急課長 警防救急課長の稗田です。

鰕原委員の説明について、ご説明いたします。

現在の救急車を廃止というか、更新のため、入れ替えで、廃車にする予定で考えております。

以上で説明を終了します。

- ○梶原委員長 鰕原委員。
- ○鰕原委員 そうすると、まるっきり廃車するわけですね、古い車両はね。 そうしますと、そこに配置される消防職員の人数というものも、現状で変わらないと いうふうに理解してよろしいですか。
- ○梶原委員長 稗田警防救急課長。
- ○稗田警防救急課長 警防救急課の稗田です。

はい、委員のおっしゃるとおり、現状のまま、車両が新しくなるということで考えていただいて結構です。

以上で説明を終わります。

- ○梶原委員長 鰕原委員。
- ○鰕原委員 わかりました。ありがとうございました。

- 〇梶原委員長 鈴木委員。
- ○鈴木委員 これ、重さが載っていないので、ちょっとわからないのですけれども、今、 免許もですね、普通車、準中型、中型、大型とか、いろいろ細かくなっていて、これは 普通車で乗れるのかどうか。要は、別に大型とか、中型、消防署の方が持っていればい いのですけれども、持ってない方とかね、こういう大型になってきてしまうと乗れない のではないかなと思うのですけれども、ちょっとこの辺どうなのかなと、お願いします。
- ○梶原委員長 稗田警防救急課長。
- ○稗田警防救急課長 鈴木委員の質疑についてお答えいたします。 救急車にあっては、3トンを超えるものの普通免許、現在の普通免許で乗れる3.5トン未満のため、現行の新しい免許の普通免許で運用できる車両となっております。 以上で説明を終了します。
- ○梶原委員長 そのほか、ご質問のある方、いらっしゃいますか。別段質疑もないようですので、お諮りいたします。議案第49号については、原案どおり可とすることにご異議ありませんか。(「異議なし」と言う者あり)
- ○梶原委員長 ご異議なしと認めます。

したがって、議案第49号については、原案どおり可とすることに決しました。 次に、議案第50号 鹿沼市税条例等の一部改正についてを議題といたします。 執行部の説明をお願いします。諏訪税務課長。

○諏訪税務課長 税務課長の諏訪です。よろしくお願いいたします。

議案第50号 鹿沼市税条例の一部改正についてご説明いたします。

今回の改正は、地方税法等の一部改正に伴い、個人市民税においては、特定配当等及 び特定株式譲渡所得に係る課税方式の見直しや、住宅借入金等特別税額控除の延長及び、 固定資産税においては、わがまち特例による課税標準額の減額措置等を行うものであり ます。

主な改正点についてご説明いたします。

新旧対照表の6ページをお開きください。

まず、第1条による改正分といたしまして、表の2行目の第18条4につきましては、不動産登記法の改正により、住所が明らかにされることで、人の生命、もしくは身体に危害を及ぼす恐れがある場合などに、本人等の申し出により、法務局からの書面には、住所に代わるものが記載されるようになります。

これにより、納税証明書を交付する際に、DV被害者等の住所が含まれている場合は、 法務局と同様の当該住所に代わる事項を記載しなければならないこととする改正であり ます。

こちらの改正は、民法等の一部を改正する法律、令和3年法律第24号、附則第1条第2号に掲げる規定の施行の日となります。

次に、このページの中段の33条第4項及び第6、7ページの第6項につきましては、現行の規定では、特定配当等及び特定株式等譲渡所得については、基本的に所得金額に算入しない規定となっておりますが、確定申告、または住民税申告をすることにより、所得金額に算入できます。

また、確定申告と住民税申告とで異なる内容で申告することにより、所得税では、所得に算入。

それと、住民税では申告不要というように、異なる課税方式を選択することもできま した。

今回の改正で、所得税と住民税で異なる課税方式を選ぶことができなくなり、所得税 で選択した課税方式が、そのまま住民税でも適用されることとなります。

こちらの改正は、令和6年1月1日施行となります。

次に、10ページをお開きください。

下段の73条の2につきましては、固定資産課税台帳の閲覧に供する際に、また、11ページの1行目の第73条の3につきましては、固定資産課税台帳に記載されている事項について、証明書の交付等をする際に、第18条の4と同様に、DV被害者等の住所が含まれている場合は、法務局と同様の当該住所に代わる事項を記載しなければならないこととする改正であります。

こちらの改正は、民法等の一部を改正する法律、令和3年法律第24号、附則第1条第2号に掲げる規定の施行日となります。

次に、11 ページの上段の附則第7条の3の2第1項につきましては、住宅借入金等特別税額控除の延長・見直しの改正となります。

現行では、令和3年までに入居した場合に、控除が適用できる規定となっておりますが、令和7年までに入居した場合には、控除期間を13年間適用できる改正となります。 こちらの改正は、令和5年1月1日施行となります。

次に、中段の附則第10条の2につきましては、法附則第15条第2項第1号等の条例に定める割合であります。

こちらは地方税の特別措置で、国が一律に定めていた内容を、地方自治体が自主的に 判断し、条例で決定できるような仕組み、いわゆるわがまち特例に関することでありま す。

まず第1項は、汚水または廃液処理施設について、次の第2項は、下水道除外施設について、法改正により、課税標準の特例に係る率の範囲が変わることから、対応するものです。

各参酌の率に合わせて、第1項については、現行の3分の1を2分の1に、第2項については、現行の4分の3を5分の4に改正するものであります。

次の第 16 項は、新たに追加されるもので、特定都市河川に指定された河川の流域において、雨水を一時的に貯留することを目的とした土地、貯留機能保全区域の指定を受けた土地に対して、3 年間、減額措置を講ずるものです。

課税標準の特例率は、参酌の率に合わせて、4分の3とするものです。

こちらの改正は、施行日は、公布の日となります。

続きまして、第2条による改正分となります。

15ページをお開きください。

1行目の附則第36条の3の3第1項につきましては、年金受給者の扶養親族申告書の改正に伴う規定の整備で、記載の対象に16歳未満の者の追加及び文言の整理を行うものです。

こちらの改正は、施行日は、公布の日となります。

次の附則第2条につきましては、市民税に関する経過措置について、法改正に伴う規 定の整備となります。

第24条第2項並びに附則第5条第1項は、個人市民税の均等割と所得割の非課税の範囲における国外居住親族の取り扱いの見直しの改正になります。

第36条の3の3第1項は、先ほど説明いたしました年金受給者の扶養親族申告書の提出義務に関するものになります。

これらの条例の改正は、令和6年度から適用になりますが、さかのぼって課税する場合は、従前の規定に従って課税するというものです。

こちらの改正は、施行日は公布の日となります。

なお、そのほかのものにつきましては、引用条項の整理等を行うものであります。 以上で、議案第50号 鹿沼市税条例の一部改正についての説明を終わります。

○梶原委員長 執行部の説明は終わりました。

質疑のある方は順次発言を許します。鰕原委員。

○鰕原委員 ちょっと説明を聞いていてもわからなかったのですけれども、施行日が令和 6年の1月1日と、令和5年の1月1日ってなっていますわね。そうですよね。いろい ろ違っていますけれども、鹿沼市のね、これが施行日以降、鹿沼市の市民税は、要は、 払う方の立場になれば上がるのか、下がるのかということですよね。

今の現状のままよりも、施行日以降は、市民税は上がるのか、固定資産税は上がるのか、都市計画税は上がるのか、そういう判断は、できます?

- ○梶原委員長 諏訪税務課長。
- ○諏訪税務課長 鰕原委員の質問にお答えします。

実際、この条例改正において、上がるか下がるかというまでのシミュレーションを私 のほうではしておりません。はい。

物によっては、控除があって下がるものもありますし、逆に上がるものもあるかもしれないのですけれども、例えば、住宅の取得控除の関係については、13年間ということになりますと、令和8年から20年までということになりますので、その先、どれだけの例えば、住宅ローンになっているかということ、個人ごとに変わりますし、そこまでのちょっと状況は推計できませんので、ちょっとここの場所で上がるか下がるかという答えは、ちょっとできませんので、ご了解のほうをよろしくお願いいたします。

- ○梶原委員長 鰕原委員。
- ○鰕原委員 単純な問題ではないような、ということでしょうけれども、施行してみない とわからないということですか。
- ○梶原委員長 諏訪税務課長。
- ○諏訪税務課長 税務課長の諏訪です。 鰕原委員のおっしゃるとおりであります。
- ○梶原委員長 鈴木委員。
- ○鈴木委員 これには賛成していますけれどもね、ちょっと一つ、わからないことだけ、 不動産登記法改正で、それはわかるのですけれども、ちょっと僕もわからないことが一 つだけあって、要は台帳上、配偶者のDV等でその名前とか載せられない。わかります。

それで、当該その住所に代わる事項を記載するという、その代わる事項というのは、 具体的にどういったものなのかなと思って、ちょっと僕も、そこら辺だけ、知っておき たいので、一応士業上、お願いします。

- ○梶原委員長 執行部の説明をお願いします。諏訪税務課長。
- ○諏訪税務課長 鈴木委員のご質問にお答えします。

代わるものというものは、不動産登記法の関係で、法務局のほうで、本人の申し立てがあった場合に、その住所に代わるもの、例えば、代理人の住所とか、あとは、代理人ですと弁護士さんの住所とか、そのDVを受けている人、被害者を守る団体の住所とかという形のものに変わるというふうなことで、聞いております。はい。

以上で答弁のほうは終わります。

○梶原委員長 そのほか、質疑のある方はありませんか。

別段質疑もないようですので、お諮りいたします。

議案第50号については、原案どおり可とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○梶原委員長 ご異議なしと認めます。

したがって、議案第50号については、議案どおり可とすることに決しました。 次に、議案第51号 鹿沼市都市計画税条例の一部改正についてを議題といたします。 執行部の説明をお願いします。諏訪税務課長。

○諏訪税務課長 税務課長の諏訪です。よろしくお願いいたします。

議案第51号 鹿沼市都市計画税条例の一部改正についてご説明いたします。

今回の改正は、地方税法等の一部改正に伴い、都市計画税条例を一部改正するものです。

改正点について、ご説明いたします。

新旧対照表の15ページをご覧ください。

上段の附則第4項につきましては、固定資産税と同様に、わがまち特例に関する貯留機能保全区域の指定を受けた土地に対して、減額措置を講ずるものです。

課税標準の特例率は、参酌率に合わせて、4分の3とするものです。

次に、15 ページから 17 ページにかけての、附則第 5 項から第 16 項につきましては、第 4 項の追加に伴う項ずれの改正となります。

こちらの改正は、施行日は、公布の日となります。

以上で、議案第51号 鹿沼市都市計画税条例の一部改正についての説明を終わります。

○梶原委員長 執行部の説明は終わりました。

質疑のある方は順次発言を許します。鈴木委員。

○鈴木委員 わかりました。

それで、これは、もう法律がこうなったからこうなったということなので、まあしょうがない、しょうがないというか、わかりました。

それで、これ鹿沼の茂呂地域にですね、工業専用区域っていうところがありまして、 そこに要は工専なので、工業団地を誘致するしかできないのですね、要は、一般住宅が 建てられないのですよ。

だけれども、道路の幅員が2メートルぐらいしかないのですよ。

そういった区域がいっぱいありますから、鹿沼市独自で、こういった軽減ができるような条例はできないのかなって、ちょっと提案なのですけれども、いいです、これ、質問ではないですね。一般質問でします。すみません。

○梶原委員長 そのほか、ご質疑はございませんか。

別段質疑もないようですので、お諮りいたします。

議案第51号については、原案どおり可とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○梶原委員長 ご異議なしと認めます。

したがって、議案第51号については、原案どおり可とすることに決しました。 次に、議案第52号 鹿沼市職員の育児休業等に関する条例の一部改正についてを議題 といたします。

執行部の説明をお願いします。小泉人事課長。

○小泉人事課長 人事課長の小泉です。よろしくお願いいたします。

議案第52号 鹿沼市職員の育児休業等に関する条例の一部改正についてご説明をいたします。

新旧対照表の17ページをご覧いただきたいと思います。

本議案は、人事院規則の一部改正により、任命権者を同じくする非常勤職員が、育児休業または部分休業を取得するには、改正前までは、1年以上の在職期間が必要でありましたが、この規定が削除されるものであります。

これにより、在職期間の要件がなくなり、育児休業や部分休業が取得しやすくなるものでございます。

あわせまして、職員からの妊娠や出産に関する相談を受けた場合は、育児休業制度の 周知及び請求の意向確認のための面談実施や、育児休業の承認の請求が円滑に行われる ようにするため、研修や相談体制等の環境整備を講ずるようにするものであります。

以上で、鹿沼市職員の育児休業等に関する条例の一部改正についての説明を終わります。

○梶原委員長 執行部の説明は終わりました。

質疑のある方は順次発言を許します。佐藤委員。

○佐藤委員 これって要は、もう入社した次の日から育休取りたいと言っても取れるという、働く人にとってはすばらしい。

雇う側にすると、しんどいなというのが、一応本音だと思うのですけれども、これって、別に僕反対するわけではないですけれども、こういう議案、我々議会にも説明しているではないですか。

これ上げるに当たって、やっぱり鹿沼市も確か労働組合ってあったと思うのですけれども、やっぱりそういうところに説明したりするものなのですか。してから、議場に上がってきているものなのですか、どうなのですか。

- ○梶原委員長 執行部の説明をお願いします。小泉人事課長。
- ○小泉人事課長 人事課長の小泉です。

佐藤委員の質疑にお答えしたいと思います。

今回の改正につきましては、人事院規則の改正に伴うものでございますので、こちら

については、職員労働組合等に、事前のお話等はしておりません。はい。 以上で答弁を終わります。

- ○梶原委員長 鈴木委員。
- ○鈴木委員 僕もこれはいいことだと思うのですが、確かに就職してすぐ使われると、どうなのかな、確かにそう言われると、そうかも。

ただ、これで実際に見込みで使うと思われる方というのは、大体、執行部のほうでは どのぐらい把握しているのですか。

- ○梶原委員長 執行部の説明をお願いします。小泉人事課長。
- ○小泉人事課長 人事課長の小泉です。

鈴木委員の質疑にお答えしたいと思います。

あくまでも、この出生に関する人数、対象者といいますか、はい。それについては、 年度によって様々でございます。

参考までに、令和2年度が、対象者が13人。

すみません。こちらは男性職員の育児休業の取得状況でございます。すみません。 男性職員が、対象が13人で、取得者が2人、

令和3年度が対象職員が20名で、取得者が6人ということになっております。

大分、年度によって差が激しいものですから、例年ですと 10 人以上は対象がいらっしゃるかなと思いますが、こちらは非常勤職員ということで、会計年度任用職員さんが対象になるものでございますので、すみません、先ほど申し上げたものは、正職員の数字でございまして、会計年度任用職員の男性の育児休業の取得者は、今まではおりません。以上で答弁を終わります。

○梶原委員長 そのほか、質疑のある方はありませんか。

別段質疑もないようですので、お諮りいたします。

議案第52号については、原案どおり可とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○梶原委員長 ご異議なしと認めます。

したがって、議案第52号については、原案どおり可とすることに決しました。 委員の皆様にお聞きします。

休憩をとりたいと思いますが、いかがでしょうか。

そのまま続けますか、続行で。

次に、議案第58号 令和4年度鹿沼市一般会計補正予算(第3号)についてのうち、 総務常任委員会関係予算を議題といたします。

執行部の説明をお願いします。秋澤財政課長。

○秋澤財政課長 財政課長、秋澤です。

それでは、議案第58号 令和4年度鹿沼市一般会計補正予算(第3号)のうち、関係予算の内容についてご説明をいたします。

この補正は、主に国の緊急経済対策による市県民税非課税世帯への10万円の給付、また、低所得の子育て世帯を対象とした、子供1人当たり5万円の給付事業のほか、新型コロナウイルス感染症及び原油価格・物価高騰対策に係る現時点での追加支援策について補正を行うものであります。

令和4年度補正予算に関する説明書、表紙に一般会計第3号と入っているものになりますが、それの3ページをお開きください。

まず、歳入についてご説明をいたします。

一番上の15款国庫支出金、2項1目総務費国庫補助金、1億1,120万4,000円の増につきましては、感染症対策及び原油価格・物価高騰対策に係る財源として、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を計上するものであります。

次に、5ページをお開きください。

続きまして、歳出についてご説明をいたします。

一番上の2款総務費、1項5目交通対策費610万円の増につきましては、燃料費高騰対策として市内に本社または営業所が所在する貸切バス事業者を対象に、バス1台当たり10万円の支援金を支給するものであります。

その下の9目集中管理費214万5,000円の増につきましては、庁内印刷室の印刷製本機の故障に伴い、機器の更新を行うものであります。

7ページをお開きください。

一番下の14款予備費、214万5,000円の減につきましては、印刷製本機更新に係る財源調整のため、減額をするものであります。

以上で、令和4年度鹿沼市一般会計補正予算(第3号)のうち、関係予算の説明を終わります。

- ○梶原委員長 執行部の説明は終わりました。 質疑のある方は順次発言を許します。佐藤委員。
- ○佐藤委員 これレンタカーとか、バス会社、うれしくてしようがないと思うのですよ。 5台あったら50万ですけれども、それでもきっと大変だと思うのですけれども、せめて 1日でも早く届けばいいなと思うのですけれども、これって、仮に最終日、議会、来週 でね、可決をしたら、最短でどのぐらいでお届けできるものなのでしょうか。
- ○梶原委員長 執行部の説明をお願いします。佐藤生活課長。
- ○佐藤生活課長 生活課長の佐藤です。

ただいまの佐藤議員のご質問にお答えします。

今回、こちらの応援金を交付するに当たりましては、その事業者が貸切バスの登録を 運輸局のほうにされているかどうかというところの確認等が必要になってまいります。

また、この事業については、県のほうでも、同じような条件等で、応援金等の交付等を行うということで、事業を進めておりますので、県の申請とあわせて、なるたけ簡単な形で、事業者さんに負担がかからない形で申請のほうを受け付けられるような形を今検討しているところでありまして、ちょっと具体的にいつというところがまだ申し上げられないのですが、細かい資料をたくさんそろえるのではなくて、なるたけ簡単な形でできるような方法でということで、今、調整をしているところです。

以上で説明を終わります。

- ○梶原委員長 佐藤委員。
- ○佐藤委員 なるべく早くしようと、それで、なるべく簡素にしようと、本当にそうして もらいたいのですけれども、もう極端な話、もう県のほうの認可が通ったら、もうそれ を見せれば、鹿沼も、はい、10万円みたいな、そんなふうにやれば、もうすごい早いの

ではないかなと、なので、それも含めて、いつぐらいにお金がね、届くのかなって、努力目標みたいなものを、今年中ということはないでしょうから、課長の判断で、このぐらいを過ぎたらさすがにというのはあるはずなのですよ。

だからね、明言しろとか、約束しろってことは言っていないので、その現場の目標と しては、そういう県のほうの流れとかね。

だって、いろんな、こういう補助業務というのは、いろいろやっているわけではないですか、今まで。

そうすれば、大体のこの目処ってわかるわけで、やっぱりその資金繰りってね、大変なのだと思うのですよ。だから、本当にね、1週間、2週間違うだけでも、助かったということ、あるようなので、それぐらい聞かして、最後、今日は何か気持ちよく終わりにしましょうよ。

- ○梶原委員長 執行部の説明をお願いします。佐藤生活課長。
- ○佐藤生活課長 生活課長の佐藤です。

事務担当としましても、県の許可が出たものについては、そちらの書類をもって、市の申請にかえられないかというところも含めて、今検討しているところです。

ただ、県のほうの、そうしますと、県のほうの許可がどの時点で下りるかというところが関係してしまうというところで、ちょっと時期的に、大変申し訳ないのですが、なるたけ早く対応できるようにということで、やらせていただきたいと思っております。

- ○梶原委員長 佐藤委員。
- ○佐藤委員 本当、頑張ってもらうしかないですけれども、もう逆に言うたら、逆に鹿沼のほうをバッとね、補助金を出して、「それ持ってけば、県ももらえる」ようなね、それがあってもいいのかななんて思いますので、とにかく、本当にね、僕らはね、定期的にお金が入ってくる仕事ではない人たちなのでね、やっぱりそういう人たちの気持ちを考えれば、本当に1日でもね、なるべく早くするようにやってやってください。以上です。
- ○梶原委員長 そのほか、ご質疑はありませんか。増渕委員。
- ○増渕委員 先ほど鰕原議員が、45 号のときに、トラックのほうはどうなのだというふうな話になって、これは、それは内訳のほうでわかりますって言ったのですけれども、これは全く別の切り口からで、人を運ぶほうには補助金5万円とか出して、物流をやることも大切なことで、これは経済部で、ここの仕分けは、人を運ぶほうは、この総務常任委員会で、物を運ぶほうは経済部という中で、では両方とも生活に寄与しているという形では、同じぐらいの重要性があると思うのだけれども、鹿沼市では、トラックとか、そういう営業車に対しての、この対象には、考え方としてあるのかないのか、そういうことだけちょっと聞かせてもらえればと思うのですけれども。
- ○梶原委員長 執行部の説明をお願いします。益子総合政策課長。
- ○益子総合政策課長 総合政策課長の益子です。

今回の原油価格・物価高騰の関係ですが、これに関しましては、とにかく今、影響を受けている生活者の支援ということも、生活者にはそういったもので、またですね、こういった高騰によって、影響ですね、価格に転嫁できないことによって、事業継続等が危ぶまれるような方を、優先的にそういう人を救おうというようなことでやっております。

選定のほうは、そのような形で協議させていただいております。 以上で説明を終わります。

- ○梶原委員長 増渕委員。
- ○増渕委員 物流のほうも生活者に至っては、物流が上がると物価が全部上がってしまう のですよね。

だから、転嫁できないというの、まだトラック、中小のトラック、大手は別かもしれないけれども、中小のトラック業界、業者ってなかなか転嫁できないで、軽油とか、ガソリンが上がると、それが直接利益を、今切迫しているので、その言い方だと、人を運ぶ人は、そういうことで転嫁できないから出すけれども、物流で物を運ぶほうは、そういうことは関係ない、あまり生活に密着していないって言い方になってしまうので、そこを検討してくれと言って、両方とも生活に密着しているではないですかという質問なので、その答弁はちょっと納得できないので、もうちょっと、何か今副市長がアドバイスしていただいたみたいなので、そこでもう1回お願いいたします。

- ○梶原委員長 執行部の説明をお願いします。福田副市長。
- ○福田副市長 トラック業界の皆さんからも要望をいただいておりまして、具体的に、今 どのように、それに対して対応するかということは、まだ検討中ですので、今課長等が こういう答えになっております。

また、先ほど来、タクシー、あるいはバス、県の対応などとも連動しようということもありますので、それらも含めて、今後検討させていただくと、今、今後という言葉は、そんな悠長なことに聞こえるところもありますけれども、検討を、要望を受けて、県などの情勢を見ながらという段階ですので、今のところ、そういう答えをさせていただいているということで、ご了解いただきたいと思います。

以上です。

- ○増渕委員 ありがとうございました。検討、よろしくお願いします。
- ○梶原委員長 ほかにご質疑はありませんか。

別段質疑もないようですので、お諮りいたします。

議案第58号中総務常任委員会関係予算については、原案どおり可とすることにご異議ありませんか。

- ○鰕原委員 棄権です。
- ○梶原委員長 鰕原委員が棄権。

異議ありということですので、挙手により採決いたします。

原案に賛成の委員の挙手を願います。

(举手多数)

○梶原委員長 賛成多数であります。

したがって、議案第58号については、原案どおり可とすべきものと決しました。 以上で、今議会において、本委員会に付託されました案件の審査は全て終了いたしま した。

これをもちまして、総務常任委員会を閉会いたします。

お疲れ様でした。

(午後 3時34分)